

岩沼市地域福祉計画

みんなが安心して
いきいきと暮らせるまちづくり



岩 沼 市



はじめに

我が国では、人口減少と少子高齢化が進む中、家庭や地域における支え合い意識の希薄化、価値観の多様化、自然災害の多発による防災意識の変化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、既存の制度では対応が困難な複合的な課題が生じてきています。また、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題が深刻化する課題も懸念されます。



本市におきましては、平成27年度より岩沼市地域福祉計画を策定し、公的サービスと地域住民の主体的な活動の連携などにより、「誰もが安心して暮らし続けたいまち」岩沼市の実現に向けて進めてまいりました。この度、新たな社会環境の変化や課題に対応し、悩みを抱えた方の問題を「我が事」として受け止め、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に向け、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「岩沼市地域福祉計画」を策定いたしました。

この岩沼市地域福祉計画におきましては、現在の本市の状況を踏まえ、地域における課題に対する各種支援を盛り込んだほか、認知症高齢者や知的・精神障害者等に対する権利擁護の一環として「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するなど、多様な課題に対応する計画となっております。今後はこれまで以上に市民の皆様や関係団体等と連携を図り、本市の地域福祉をより推進するために力を尽くしてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました岩沼市地域福祉計画策定委員会委員の皆様、住民懇談会や調査にご協力いただきました市民の皆様、福祉関係団体の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

岩沼市長 菊地 啓夫

● ● 目 次 ● ●

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置付け・計画期間.....	2
(1) 地域福祉計画.....	2
(2) 地域福祉活動計画.....	4
(3) 分野別計画との関係.....	5
(4) 計画期間.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	7
1 岩沼市の現況.....	7
(1) 人口・世帯.....	7
(2) 人口移動.....	9
(3) 婚姻・離婚.....	10
(4) 産業・労働力.....	11
2 地域で支援を必要とする人の動向.....	13
(1) 子ども・子育て.....	13
(2) 高齢者（要介護認定者）.....	15
(3) 障害者（手帳所持者）.....	16
(4) 生活保護.....	16
3 アンケート調査による住民意識.....	17
(1) 福祉全般への関心・福祉との関わり.....	17
(2) 地域の暮らしについて.....	19
(3) 地域での支え合いについて.....	21
(4) 暮らしの安全安心について.....	23
(5) 今後重要な福祉施策について.....	24
4 地域福祉の推進に向けて求められる課題の整理.....	25
(1) 福祉への関心、支え合い意識の醸成.....	25
(2) 福祉サービスの利用について.....	25
(3) 住み慣れた地域で暮らしていくための環境づくり.....	26
(4) 制度の狭間にある住民への対応.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 目指す地域福祉の姿（基本理念）.....	27
(1) 地域での支え合いの考え方.....	28
(2) 地域共生社会について.....	40
2 施策体系.....	41
3 基本目標.....	42

第4章 施策の展開	43
基本目標1：周囲の変化に“気づく”きっかけづくり	43
1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり	43
1-2 多様な健康（健幸）づくり・地域活動の促進	46
1-3 困りごと等に気づける体制の充実（岩沼市自殺対策計画）	50
基本目標2：みんなで“担う”人づくり	54
2-1 福祉意識の醸成、教育学習機会の充実	54
2-2 活動のきっかけ、担い手の育成	56
2-3 地域活動団体の活性化	58
基本目標3：困りごとを“つなぐ”支援づくり	60
3-1 情報提供・相談支援の充実	60
3-2 包括的な支援体制・権利擁護の充実（成年後見制度利用促進基本計画）	62
3-3 福祉サービスの質の確保	67
3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進	69
基本目標4：いつでも“安心できる”地域づくり	71
4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備	71
4-2 防災・防犯対策の推進	73
第5章 計画の推進	77
1 計画の推進体制	77
(1) 本計画の推進体制	77
(2) 住民の参加による推進体制の整備	77
(3) 重層的支援体制の構築	77
資料編	79
資料1 策定経過	79
資料2 岩沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱	81
資料3 策定委員名簿	82
資料4 庁内連携会議	83
資料5 住民座談会（岩沼市社会福祉協議会主催）	90
資料6 用語説明	93

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年わが国では、急速な少子高齢化の進行や、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。本市においても住民相互のつながりや地域における連帯意識が低下するなど、地域による差はあるものの、つながりの希薄化が懸念されています。

また、高齢者の見守り、地域で暮らす障害や認知症のある人への理解や支援、子育てに悩む保護者の孤立、貧困や生活困窮、子どもや高齢者に対する虐待、孤立死や自殺等の深刻な問題、防犯・防災面での取組など、地域で起こる課題は多様化・複雑化してきており、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、身近な地域における住民同士の「つながり」、「支え合い」、「顔の見える関係」等による暮らしの安心や安全の確保が、ますます必要となっています。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な福祉課題に対応するため、これまでの縦割りのサービスを超え、地域全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築に向けて、困りごと、課題に応じて様々な人・団体（多様な主体）が連携・協働しながら、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

このようなことを踏まえ、「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とした現在の計画を見直し、令和3年度（2021）を初年度とする新たな地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第 107 条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

参考までに、社会福祉法第 107 条の規定に基づく、5 つの事項の具体的な内容を例示します。

具体的な取組 (例)

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
 - シ 地域における住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用

- ス 地域における住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金などの取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
- イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
- ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
- イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
- ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域における住民、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
- イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
- ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

また、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」についても盛り込む事項とされています。

この具体的な事項としては、次のような取組があります。

具体的な取組（例）

1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

- ア 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新等
- イ 避難支援対策

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、岩沼市社会福祉協議会において策定します。

なお、社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域における課題をみなさんと一緒に考え、高齢者・障害者等のための活動や支援、災害時のボランティア活動支援等を通して地域福祉を推進することを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第4条 (地域福祉の推進)

- 1 地域における住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域における住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域における住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域における住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域における住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域における住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域における住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

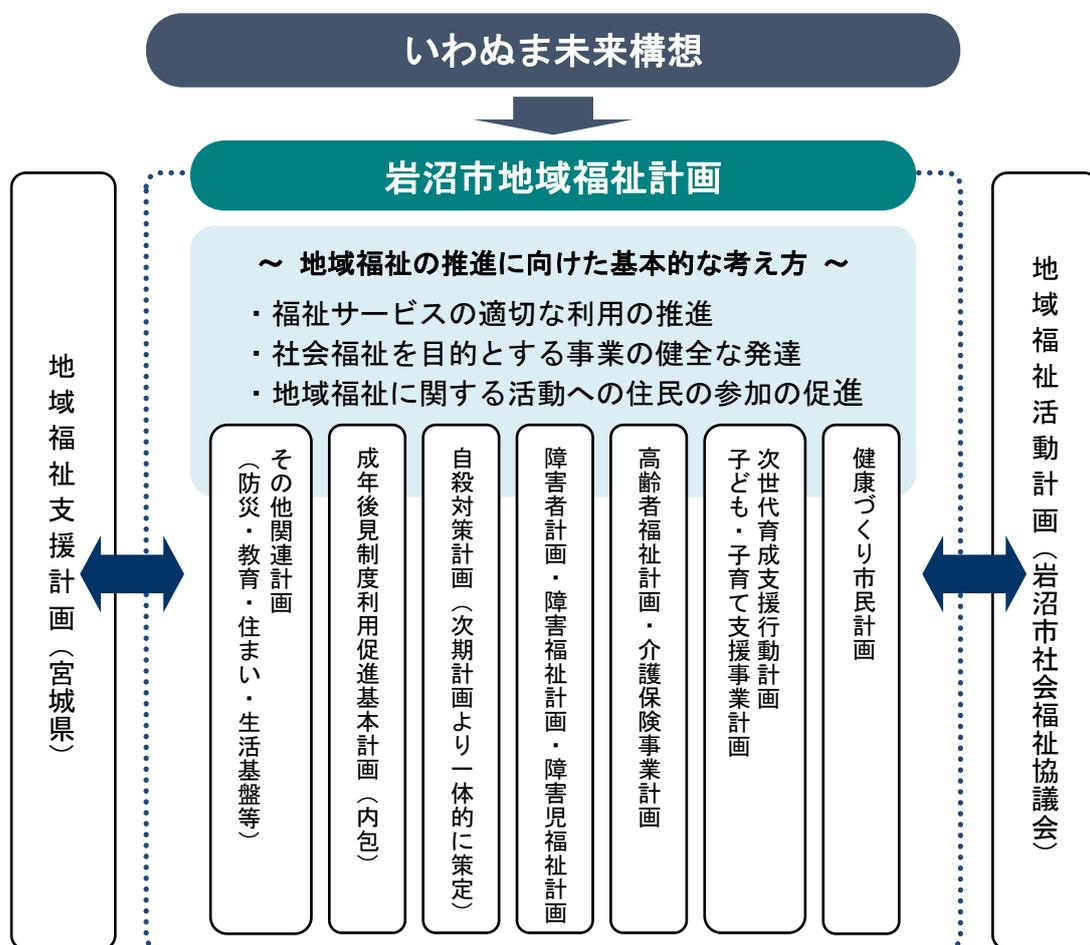
(3) 分野別計画との関係

本計画は、「いわぬま未来構想」を上位計画とした個別計画であり、本市における福祉分野の各計画の上位計画として位置付け、保健福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を定め、個別計画を横断的につなぐ計画として策定します。

令和2年(2020)3月に作成した「自殺対策計画」は次期計画より一体的に策定します。また、新たに作成する「成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。

さらに、本市の地域福祉を推進する上で両輪となる計画として、地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

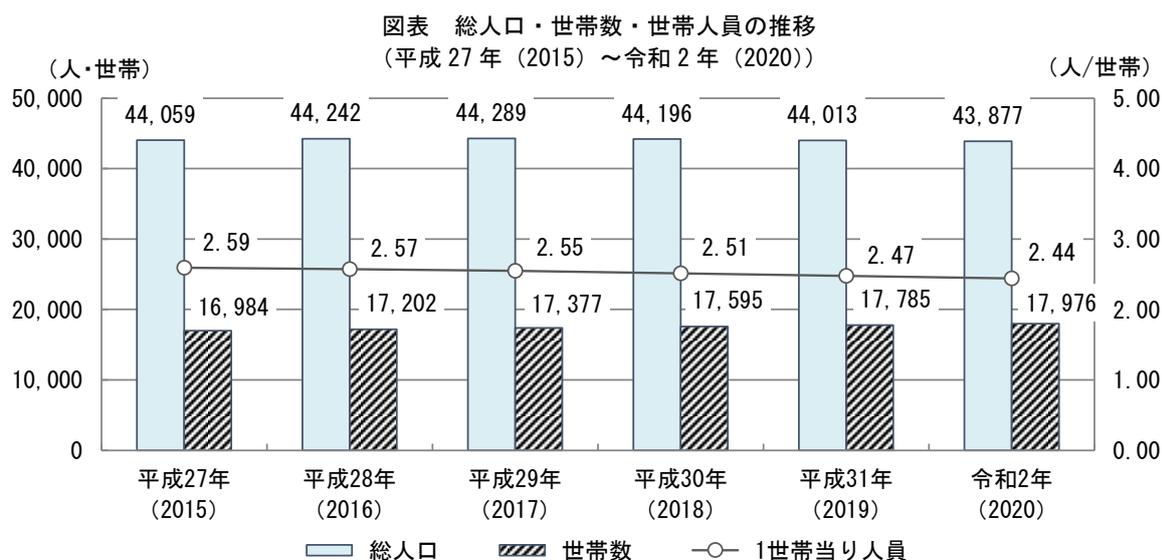
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 岩沼市の現況

(1) 人口・世帯

住民基本台帳による平成27年(2015)以降の総人口及び世帯数の推移をみると、総人口は平成29年(2017)以降、減少推移にあり、令和2年(2020)の総人口は43,877人となっており、平成27年(2015)から令和2年(2020)の5年間で、182人減少しています。

一方で、世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020)の世帯数は17,976世帯、1世帯当たり人員は2.44人/世帯となっています。



区 分		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
年 齢 別	総人口 (人)	44,059	44,242	44,289	44,196	44,013	43,877
	年少人口 (人)	6,449	6,393	6,300	6,198	6,033	5,929
	生産年齢人口 (人)	27,568	27,397	27,193	26,895	26,631	26,374
	老年人口 (人)	10,042	10,452	10,796	11,103	11,349	11,574
世帯数 (世帯)		16,984	17,202	17,377	17,595	17,785	17,976
1世帯当たり人員 (人/世帯)		2.59	2.57	2.55	2.51	2.47	2.44

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

各人口指数の推移をみると、特に老年人口指数、従属人口指数、老年化指数が増加しており、高齢化の進行とともに、支え手となる世代の人口減少がみられることから、地域での担い手不足や、年金など、社会保障の1人当たりの負担が高まることが懸念されます。

図表 人口指数の推移
(平成27年(2015)～令和2年(2020))

区 分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
年少人口指数	23.4	23.3	23.2	23.0	22.7	22.5
老年人口指数	36.4	38.2	39.7	41.3	42.6	43.9
従属人口指数	59.8	61.5	62.9	64.3	65.3	66.4
老年化指数	155.7	163.5	171.4	179.1	188.1	195.2

※年少人口指数：生産年齢人口（15～64歳）100人が何人の年少人口（0～14歳）を扶養しているかを示し、人口の若年化の程度を知る指数。（年少人口指数＝年少人口÷生産年齢人口×100）

※老年人口指数：生産年齢人口100人に対し、社会的・経済的な面で負担となる老年人口が何人になるかを示し、人口の高齢化を知る指数。（老年人口指数＝老年人口÷生産年齢人口×100）

※従属人口指数：働き手である生産年齢人口100人に対し、子どもと高齢者（従属人口）をどれだけ養うかを表す指数。（(年少人口+老年人口)÷生産年齢人口×100）

※老年化指数：年少人口に対する老年人口の大きさを示し、人口の高齢化の程度を知る1つの指標で、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指数。これが高いと、老年人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口が少ないことを意味しています。（老年化指数＝老年人口÷年少人口×100）

① 年齢別人口

住民基本台帳による平成27年(2015)以降の総人口は、平成30年(2018)より減少に転じており、年齢別(3区分)人口では、15歳未満人口、15～64歳人口は減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、少子高齢化の進行がみられます。

図表 年齢別人口(3区分)の推移
(平成27年(2015)～令和2年(2020))

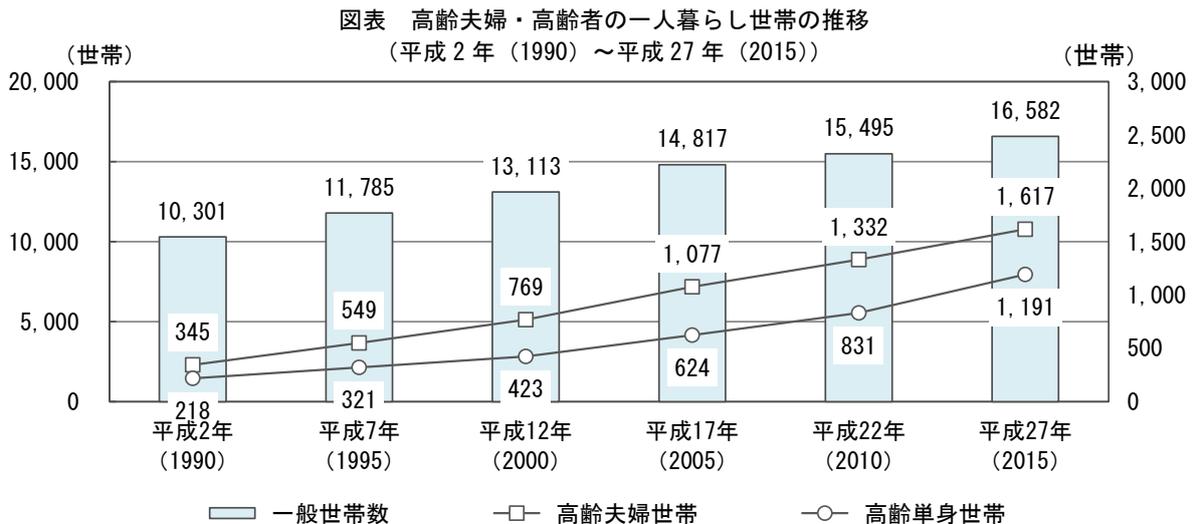


資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

② 高齢夫婦・高齢単身世帯

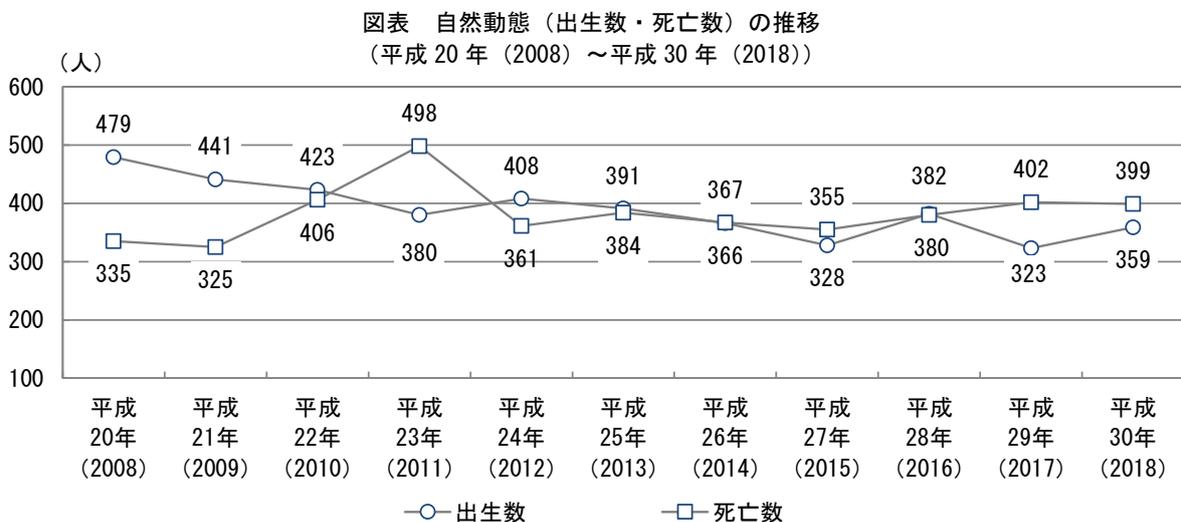
国勢調査による平成2年（1990）以降の高齢夫婦世帯、高齢者単身世帯の推移をみると、平成27年（2015）の高齢夫婦世帯は1,617世帯、高齢単身世帯は1,191世帯となっています。

平成2年（1990）と比較すると、20年間で高齢夫婦世帯は約5倍に増加しており、高齢化の進行とともに高齢者世帯についても増加していることがわかります。



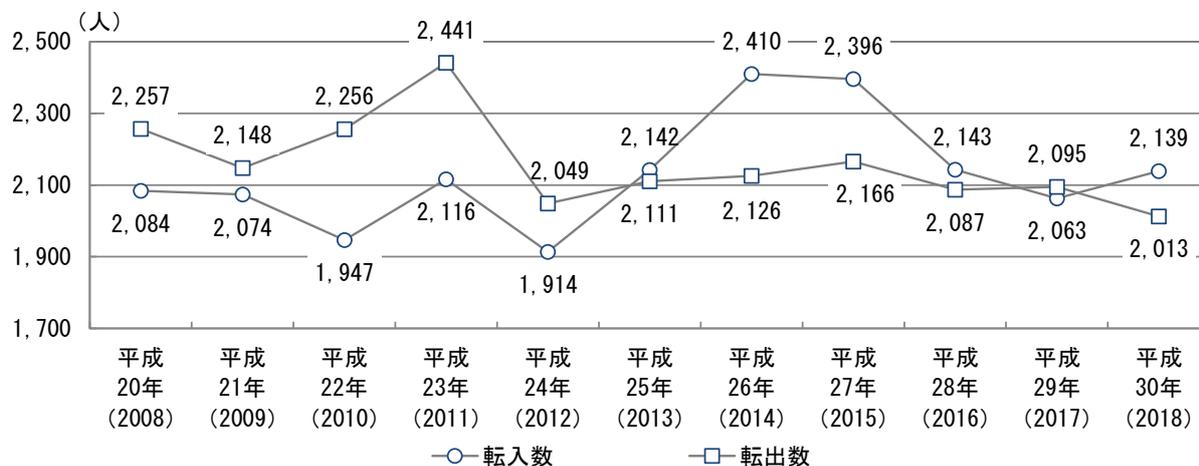
(2) 人口移動

平成19年（2007）以降の人口移動の状況をみると、自然動態（出生・死亡）については、平成23年（2011）以降に死亡者数が出生者数を上回る年次がみられるようになり、増減の幅がおおむね100人を下回る推移が続いており、自然動態による人口の増減は以前よりも少なくなっています。



一方、社会動態（転入・転出）では、平成24年（2012）以前は転出者数が転入者数を上回る社会減の推移が続いていましたが、以降は転入者数が転出者数を上回る年が多くなっています。

図表 社会動態（転入数・転出数）の推移
（平成20年（2008）～平成30年（2018））

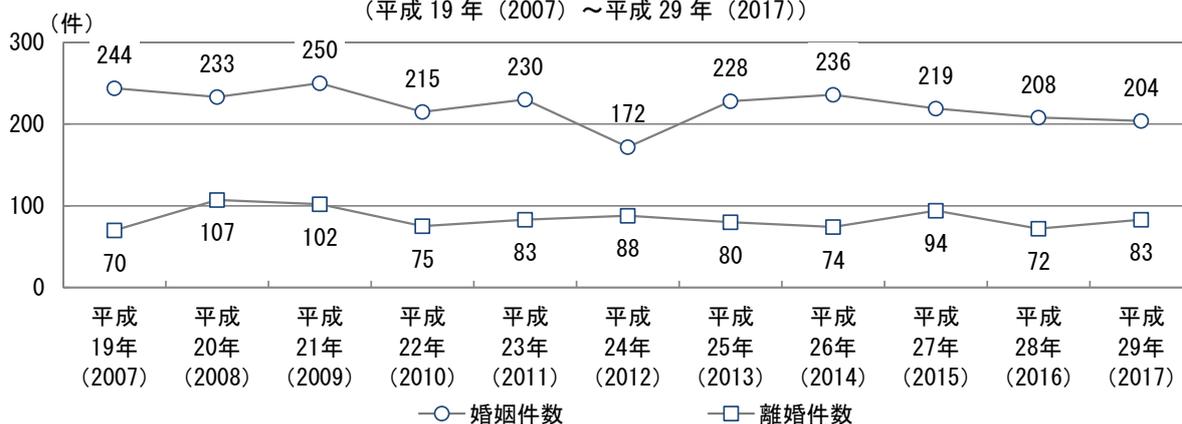


資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

（3）婚姻・離婚

平成19年（2007）以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は約220件、離婚件数は約84件となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移
（平成19年（2007）～平成29年（2017））



資料：人口動態統計

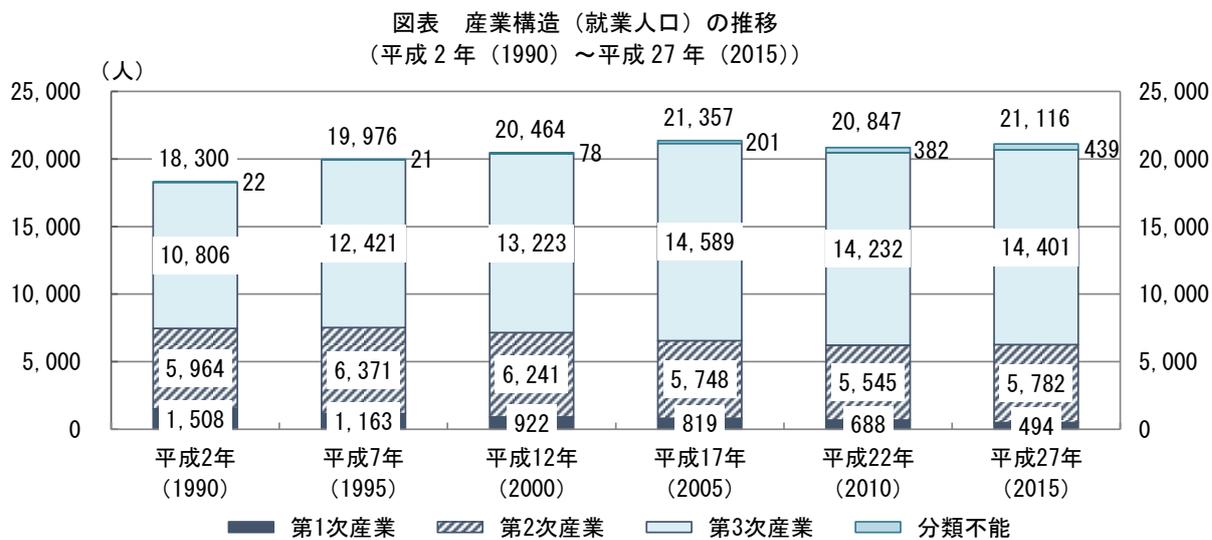
(4) 産業・労働力

① 産業構造（就業人口）

国勢調査による平成27年（2015）の就業者総数は21,116人となっています。

また、就業人口による産業構造をみると、第3次産業の就業者数が最も多く、平成27年（2015）の就業者数は14,401人となっています。

一方で第1次産業の減少が著しく、平成27年（2015）の就業者数は、平成2年（1990）の約3分の1にまで減少しています。



※就業者総数には分類不能を含みます。

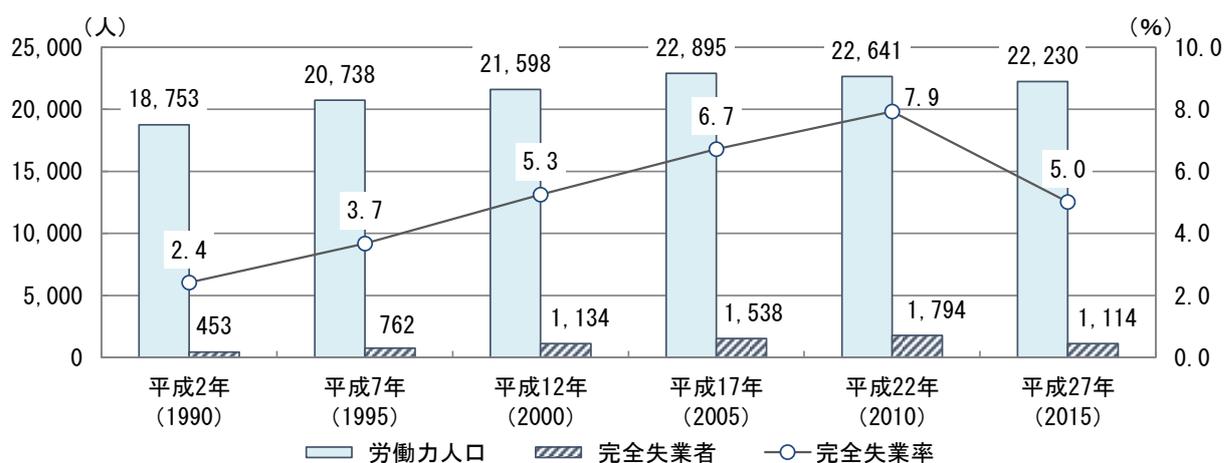
資料：国勢調査

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による平成27年(2015)の労働力人口は、22,230人となっています。

また、平成27年(2015)の完全失業者数は1,114人、完全失業率は5.0%であり、平成22年(2010)と比較すると減少しているものの、完全失業者数は、平成2年(1990)の約2倍となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



資料：国勢調査

2 地域で支援を必要とする人の動向

(1) 子ども・子育て

① 就学前児童数

近年の就学前児童数は、平成 26 年（2014）以降減少推移となっており、平成 31 年（2019）の就学前児童数は 2,283 人となっています。

図表 就学前児童数の推移
（平成 26 年（2014）～平成 31 年（2019））

区 分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
就学前児童数 (人)	2,449	2,412	2,366	2,344	2,322	2,283
0 歳児	402	376	359	330	372	325
1 歳児	372	431	382	378	336	366
2 歳児	405	378	429	385	385	337
3 歳児	403	400	378	454	395	396
4 歳児	415	411	409	382	455	401
5 歳児	452	416	409	415	379	458

資料：子ども福祉課（各年 3 月末現在）

② 教育・保育児童数

教育・保育児童数入所児童数は平成 30 年（2018）まで増加推移となっていますが、平成 31 年（2019）は減少しており、教育・保育施設への入所児童数は 1,639 人となっています。

図表 教育・保育施設への入所児童数の推移
（平成 26 年（2014）～平成 31 年（2019））

区 分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
保育所（園）児童数 (人)	732	744	757	775	715	736
公立保育所	234	249	243	256	275	283
法人立保育園	498	495	514	519	440	453
認定こども園児数 (人)	-	-	-	-	74	76
小規模保育施設園児数 (人)	-	23	24	41	45	51
幼稚園児数 (人)	802	784	769	797	855	776
計	1,534	1,551	1,550	1,613	1,689	1,639

資料：子ども福祉課（各年 4 月 1 日現在）

③ 児童生徒数

小・中学校の児童生徒数については、各年、各校で増減はみられますが、おおむね減少推移となっており、平成31年(2019)の小学生は2,577人、中学生は1,291人となっています。

図表 児童生徒数の推移
(平成26年(2014)～平成31年(2019))

区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
小学生 (人)	2,748	2,719	2,673	2,631	2,571	2,577
岩沼小学校	692	688	664	632	600	586
岩沼西小学校	1,109	1,080	1,065	1,051	1,011	1,003
岩沼南小学校	595	583	544	540	533	532
玉浦小学校	352	368	400	408	427	456
中学生 (人)	1,391	1,375	1,388	1,348	1,324	1,291
岩沼中学校	418	423	418	375	353	345
岩沼北中学校	275	266	269	253	252	247
岩沼西中学校	525	530	552	561	556	531
玉浦中学校	173	156	149	159	163	168

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

④ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は増加しており、平成31年(2019)は577人が利用しています。

図表 放課後児童クラブの利用者数の推移
(平成26年(2014)～平成31年(2019))

区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
放課後児童クラブ利用者数 (人)	404	430	487	511	503	577

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(2) 高齢者（要介護認定者）

高齢化が進む中で、高齢者数については、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）ともに増加しています。

また、介護保険の要介護（要支援）認定者数は増加しており、平成31年（2019）の認定者数は1,969人、認定率は17.3%となっています。

図表 高齢者・高齢化率の推移
(平成26年(2014)～平成31年(2019))

区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
65歳以上人口 (人)	9,574	10,042	10,452	10,796	11,103	11,349
前期高齢者	4,954	5,289	5,533	5,760	5,953	6,002
後期高齢者	4,620	4,753	4,919	5,036	5,150	5,347
高齢化率 (%)	21.9	22.8	23.6	24.4	25.1	25.8

※ 一般的に、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、高齢化率が14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼んでいます。

資料：介護福祉課（各年3月末現在）

図表 被保険者数・要介護認定者・認定率の推移の推移
(平成26年(2014)～平成31年(2019))

区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
1号被保険者 (人)	9,574	10,042	10,452	10,796	11,103	11,349
2号被保険者 (人)	14,757	14,715	14,640	14,625	14,574	14,570
認定者数 (人)	1,703	1,847	1,899	1,930	1,893	1,969
要支援	425	460	480	461	452	483
要支援1	122	151	158	138	133	172
要支援2	303	309	322	323	319	311
要介護	1,278	1,387	1,419	1,469	1,441	1,486
要介護1	275	295	314	352	354	390
要介護2	355	398	427	398	388	392
要介護3	245	268	283	311	301	281
要介護4	226	238	238	245	252	278
要介護5	177	188	157	163	146	145
認定率 (%)	17.8	18.4	18.2	17.9	17.0	17.3

資料：介護福祉課（各年3月末現在）

(3) 障害者（手帳所持者）

障害者数（手帳所持者数）は、平成30年（2018）までは増加推移にありましたが、平成31年（2019）には減少し、2,123人となっています。

また、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳は各年で増減がみられるほか、療育手帳は平成31年（2019）に減少、精神障害者保健福祉手帳は増加推移となっています。

図表 障害者（手帳所持者）の推移
（平成26年（2014）～平成31年（2019））

区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
手帳所持者数 (人)	1,989	1,960	2,005	2,079	2,150	2,123
身体障害者手帳	1,512	1,462	1,463	1,501	1,507	1,484
療育手帳	295	306	330	357	379	364
精神障害者保健福祉手帳	182	192	212	221	264	275

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

(4) 生活保護

生活保護世帯数、保護人員は増加傾向で推移しており、平成31年（2019）の保護世帯数は256世帯、保護人員は351人となっています。

図表 生活保護世帯・保護人員の推移
（平成26年（2014）～平成31年（2019））

区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
保護世帯数 (世帯)	214	206	221	237	253	256
保護人員 (人)	314	307	331	339	341	351

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

3 アンケート調査による住民意識

ともに支え合う福祉社会の実現にむけて、市民の意見、要望等を収集し、本計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

本調査の集計結果として、次のような点を地域福祉の主な状況としてまとめます。

《 調 査 概 要 》

- 調査対象：岩沼市内にお住まいの18歳以上の方
- 調査内容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
 1. あなた自身のこと
 2. 福祉への関心・関わり
 3. 地域での暮らしや近所での関わり
 4. 地域活動
 5. 安全な暮らし
 6. これからの福祉環境
- 調査期間：令和元年11月・12月
- 回収状況：

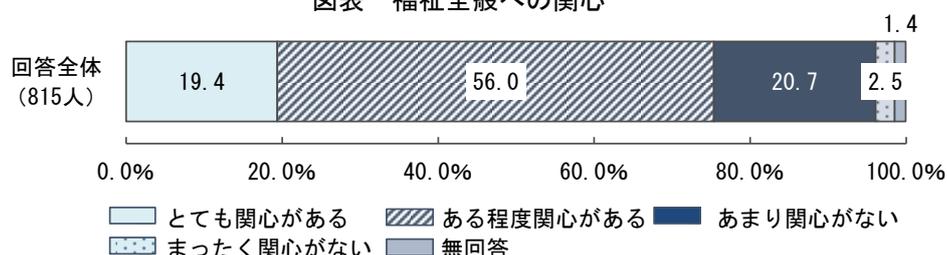
配布数	回収数	回収率
2,000 票	815 票	40.75%

(1) 福祉全般への関心・福祉との関わり

① 福祉全般への関心

- 福祉全般への関心は、「とても関心がある」(19.4%)、「ある程度関心がある」(56.0%)を合わせた福祉全般に“関心がある”と回答した割合は8割(75.4%)、「あまり関心がない」(20.7%)、「まったく関心がない」(2.5%)を合わせた福祉全般に“関心がない”と回答した割合は2割(23.2%)となっています。

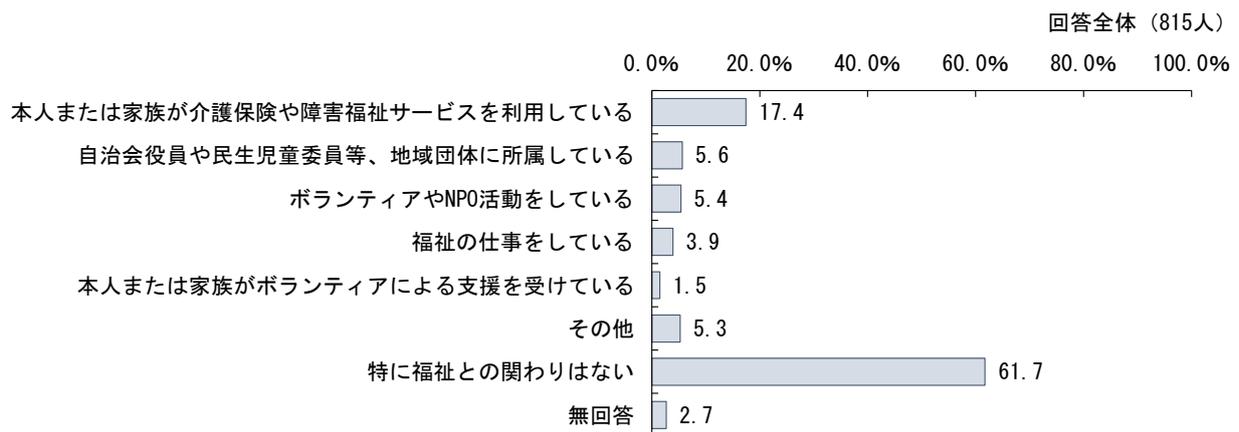
図表 福祉全般への関心



② 福祉との関わり

- 福祉との関わりについては、「特に福祉との関わりはない」(61.7%)が最も多くなっている中で、関わりのある方の内容では、「本人または家族が介護保険や障害福祉サービスを利用している」(17.4%)、「自治会役員や民生児童委員等、地域団体に所属している」(5.6%)、「ボランティアやNPO活動をしている」(5.4%)の順に上位に挙がっています。

図表 福祉との関わり

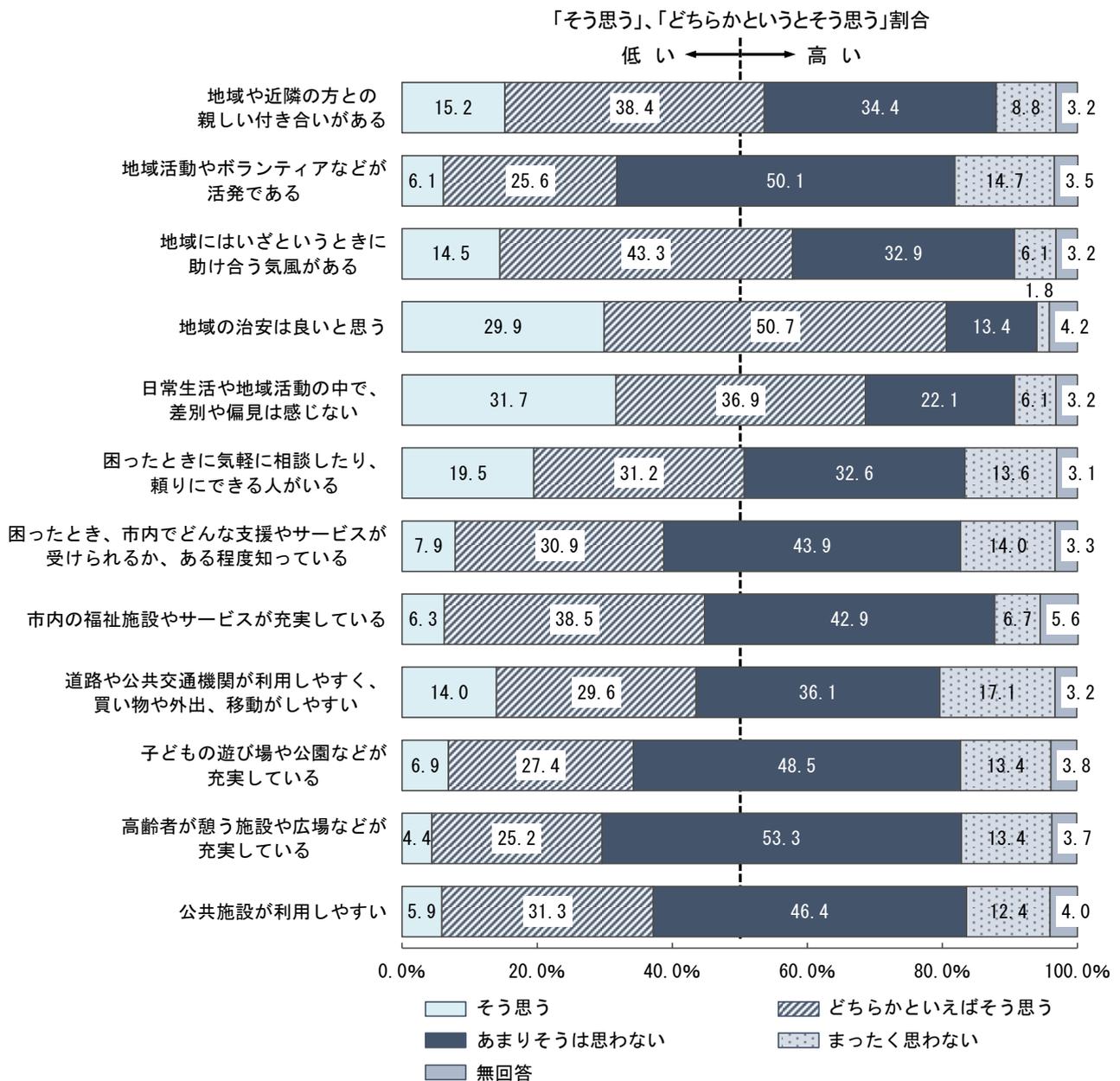


(2) 地域の暮らしについて

① 地域の暮らし

- 地域の暮らしについて、「そう思う」、「どちらかというと思う」割合が高い項目として、“地域の治安が良いと思う”、“日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない”、“地域にはいざというときに助け合う気風がある”を上位に挙げています。
- 「あまりそう思わない」、「まったく思わない」割合が高い項目では、“高齢者が憩う施設や広場などが充実している”、“地域活動やボランティアなどが活発である”、“子どもの遊び場や公園などが充実している”を上位に挙げています。

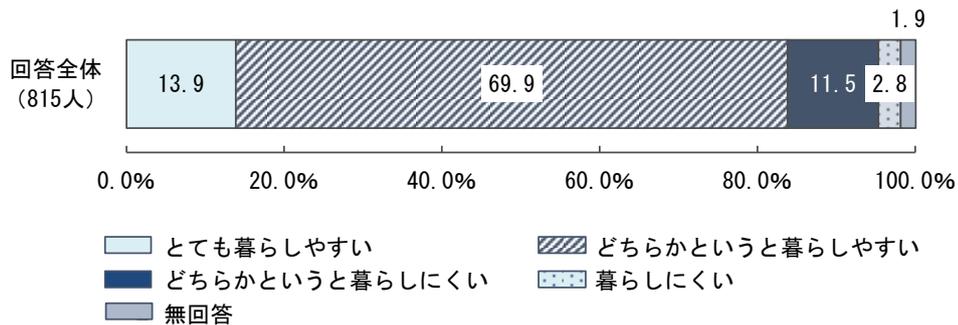
図表 地域の暮らしについて



② 地域の暮らしやすさ

- 地域の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」(13.9%)、「どちらかという暮らしやすい」(69.9%)を合わせた8割(83.8%)の方は「暮らしやすい」と感じている一方で、「どちらかという暮らしにくい」(11.5%)、「暮らしにくい」(2.8%)を合わせた1割(14.3%)の方は、「暮らしにくい」と感じています。

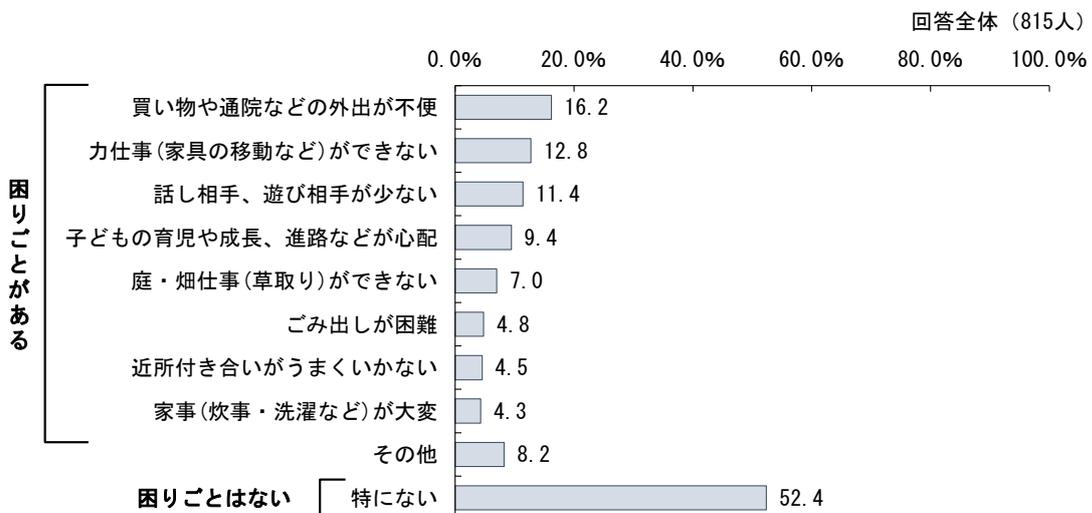
図表 地域の暮らしやすさ



③ 暮らしの中での困りごと

- 暮らしの中での困りごとについては、回答状況から“困りごとがある”と回答した割合は45.0%、“困りごとはない”と回答した割合は52.4%となっています。
- 困りごとの内容としては、「買い物や通院などの外出が不便」(16.2%)、「力仕事(家具の移動など)ができない」(12.8%)、「話し相手、遊び相手が少ない」(11.4%)を上位に挙げています。

図表 暮らしの中での困りごと

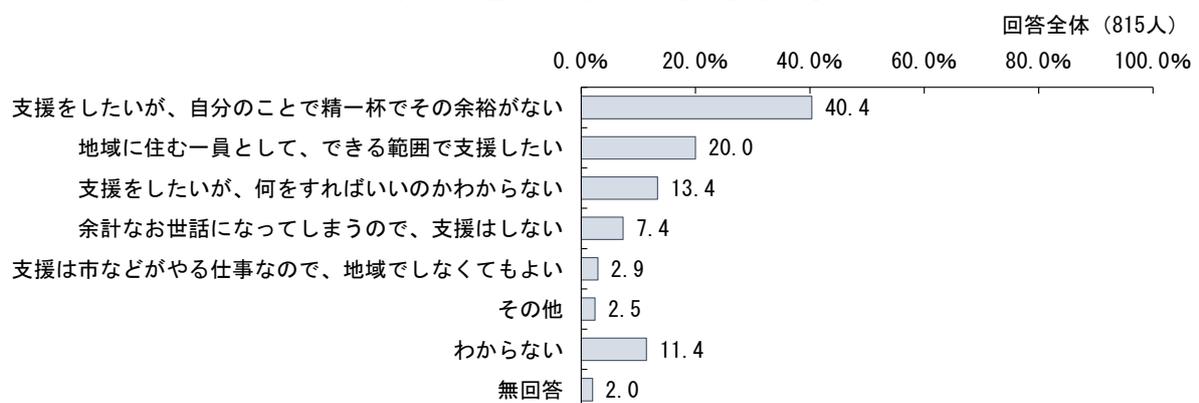


(3) 地域での支え合いについて

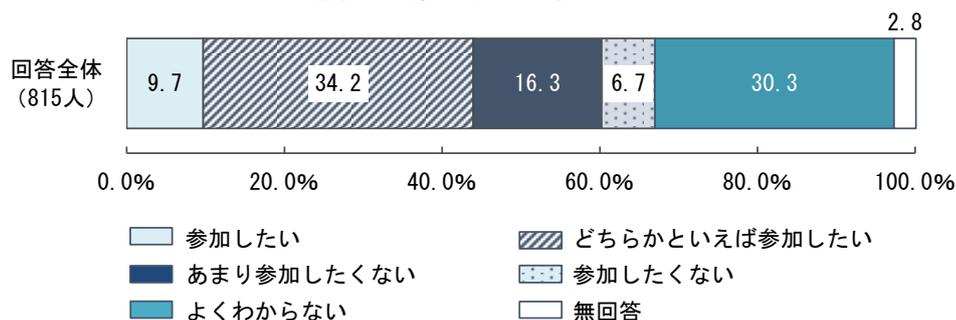
① 地域での支援に対する考え方・支援活動への参加

- 地域での支援に対する考え方は、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が40.4%と最も高くなっています。
- 地域での支援活動への参加については、「参加したい」(9.7%)、「どちらかといえば参加したい」(34.2%)を合わせた4割(43.9%)の方は“参加したい”と感じている一方で、「あまり参加したくない」(16.3%)、「参加したくない」(6.7%)を合わせた2割(23.0%)の方は、“参加したくない”と感じており、回答の状況から、参加する余裕がない中でも支援活動への参加意向は、高いことがうかがえます。

図表 地域での支援に対する考え方



図表 支援活動への参加



- なお、手助けが必要になったときの支援内容としては、「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「防犯のための見回り」を上位に挙げており、いざというときの支援や、見守りを望む意向がみられます。

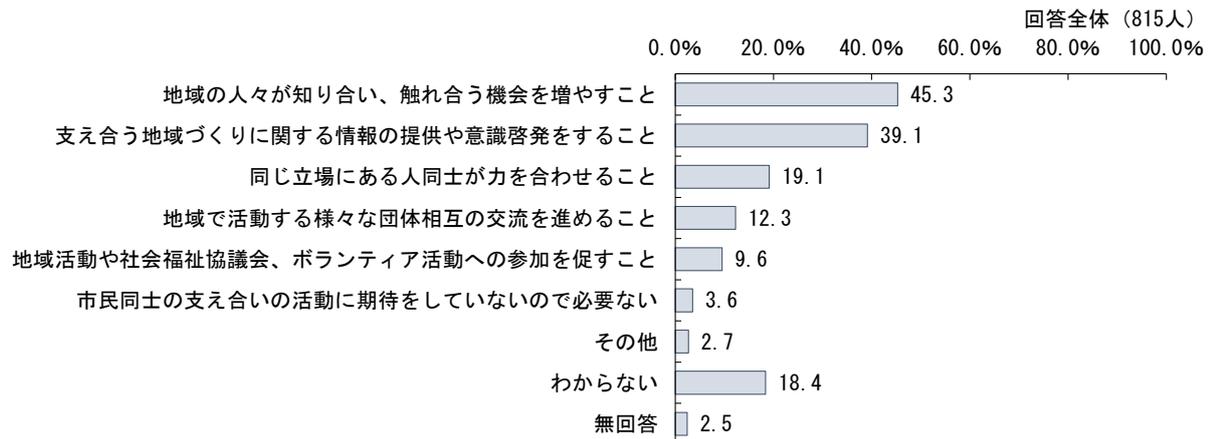
図表 手助けが必要になったときの支援内容 (上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
回答全体 (n=815)	災害時の手助け 54.8%	安否確認の声かけ 38.9%	防犯のための見回り 36.0%

② 支え合う地域づくりへの取組について

- 支え合う地域づくりへの取組については、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が45.3%と最も高く、次いで「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」(39.1%)、「同じ立場にある人同士が力を合わせること」(19.1%)が上位に挙がっています。

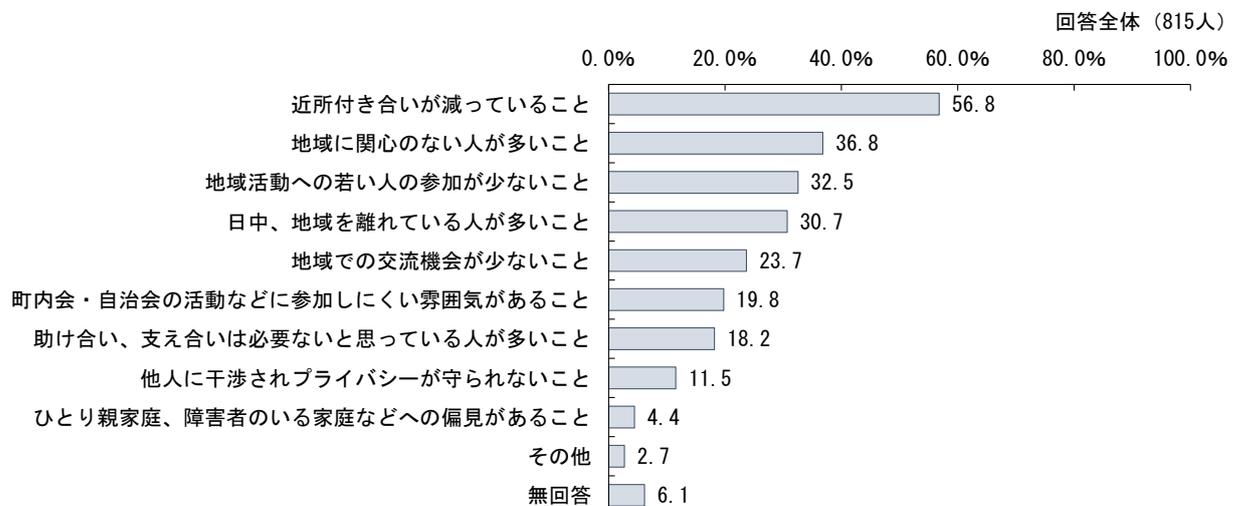
図表 支え合う地域づくりへの取組について



③ 支え合いの地域づくりにおける課題について

- 支え合いの地域づくりにおける課題としては、「近所付き合いが減っていること」が56.8%と最も多くなっています。次いで「地域に関心のない人が多いこと」(36.8%)、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(32.5%)を上位に挙げています。

図表 支え合いの地域づくりにおける課題について

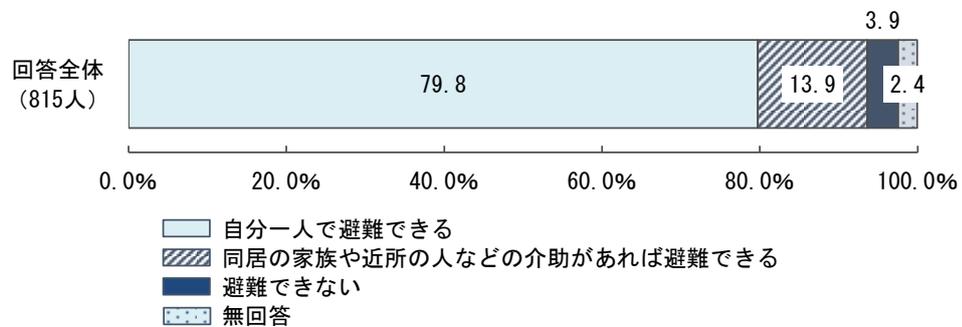


(4) 暮らしの安全安心について

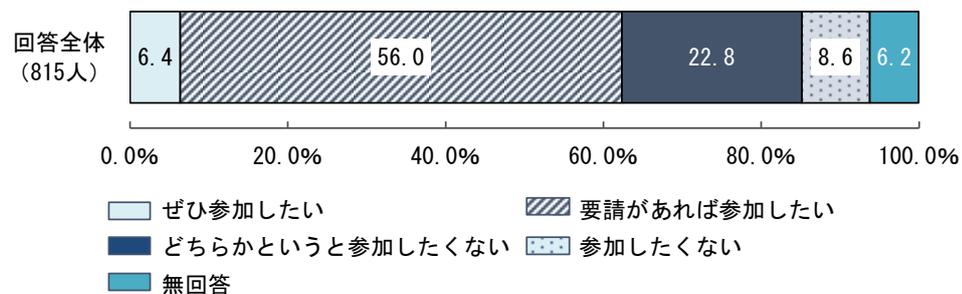
① 災害時の避難と避難支援への参加について

- 災害時の避難については、「自分一人で避難できる」が8割(79.8%)となっている一方で、「家族や近所の人などの介助があれば避難できる」(13.9%)、「避難できない」(3.9%)といったように、自力では避難が困難な回答者は2割(17.8%)を占めています。
- 避難支援への参加については、「ぜひ参加したい」(6.4%)、「要請があれば参加したい」(56.0%)を合わせた6割(62.4%)の方は“参加したい”と感じています。

図表 支え合いの地域づくりにおける課題について

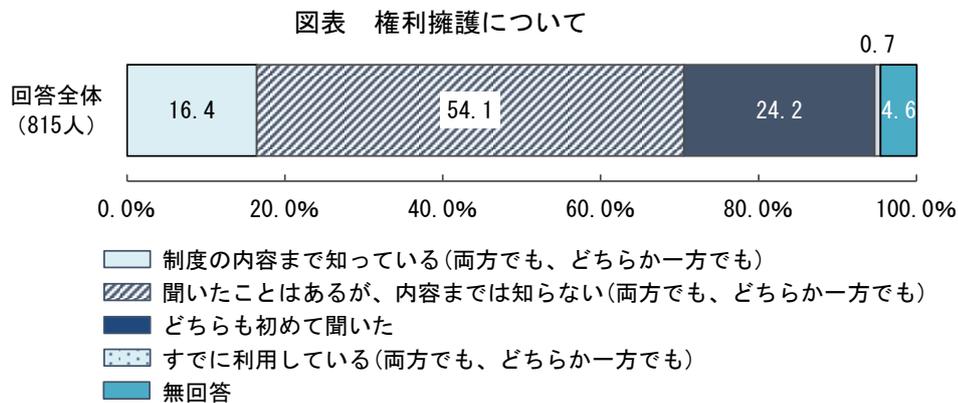


図表 避難支援への参加について



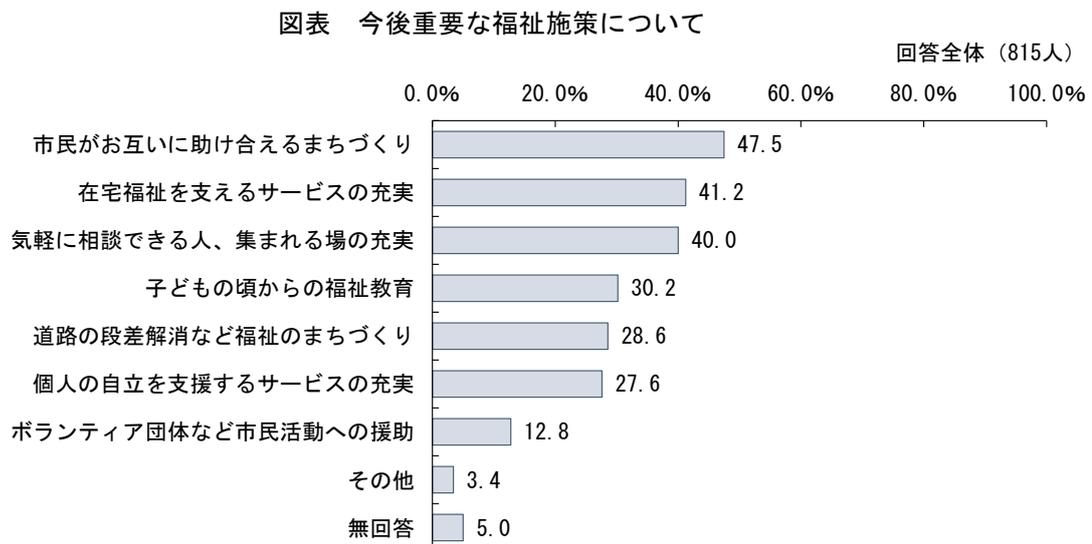
② 権利擁護について

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知状況は、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が54.1%と最も高くなっており、「制度の内容まで知っている」と回答した割合は16.4%となっています。



(5) 今後重要な福祉施策について

- 今後重視すべき福祉施策は、「市民がお互いに助け合えるまちづくり」が47.5%と最も多く、次いで「在宅福祉を支えるサービスの充実」(41.2%)、「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」(40.0%)を上位に挙げています。



4 地域福祉の推進に向けて求められる課題の整理

前項までの本市の現況やアンケート調査による住民意識から、地域福祉の推進に向けて求められる課題について、次のとおり整理します。

(1) 福祉への関心、支え合い意識の醸成

- アンケート調査では、福祉に関する関心は高い一方で、ボランティア活動や地域活動への参加状況や福祉との関わりは 3 割程度となっており、多くの住民が福祉を身近に感じられるよう、学校教育、家庭、地域活動を通じた多様な機会が求められています。
- 地域においては、助け合う気風がある一方で、近所付き合いが減っていることを地域づくりの課題として挙げています。そのため、地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことや、支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発などが、地域福祉を推進する上で重要とみられます。
- 地域福祉の推進に向けては、多くの担い手が必要となってくることが見込まれ、アンケート調査では、特に非常時の支援や見守り活動等を望む意向もみられます。そのため、福祉への関心、支え合い意識の醸成を図る必要があります。

(2) 福祉サービスの利用について

- 福祉サービスの利用にあたっては、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手でき、適切な情報やサービスを提供できるよう、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実が求められます。
- 権利擁護に関して、アンケート調査では、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」との回答が半数以上を占めることから、安心して福祉サービスを利用できるようにするために、利用者の権利擁護に取り組み、福祉サービスにかかる利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の活用などを図りつつ、住民生活を支援していく必要があります。

(3) 住み慣れた地域で暮らしていくための環境づくり

- アンケート調査では、住み慣れた地域で暮らし続けるために、いざというときには助け合うことの必要性を感じている住民が多く、今後は地域を中心に支援の必要な方の見守りや支え合い活動を通じて、困りごとを抱える人の生活、福祉の課題解決や、様々な支援につなげていくことが求められます。
- 今後、高齢化により、より多くの人々の生活の中心が職場から地域に移っていきます。人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中で、地域において、住民同士がつながり、支え合う取組を育てていく必要があります。

(4) 制度の狭間にある住民への対応

- 住民の中には、孤立した子育て中の保護者、児童虐待や高齢者虐待のおそれのある家庭、不登校やひきこもっている家族のいる家庭、基礎年金だけで生活する高齢者など、支援サービスを利用したくてもできない、あるいは、困っていてもどうしたらよいかわからない人など、国の各種制度の狭間にある住民もいます。
- 人口の減少や身近な関わりが希薄になる中で、様々な困りごとを抱えている人や家庭を早期に発見し、支援につないでいく、重層的な仕組みづくりが求められます。

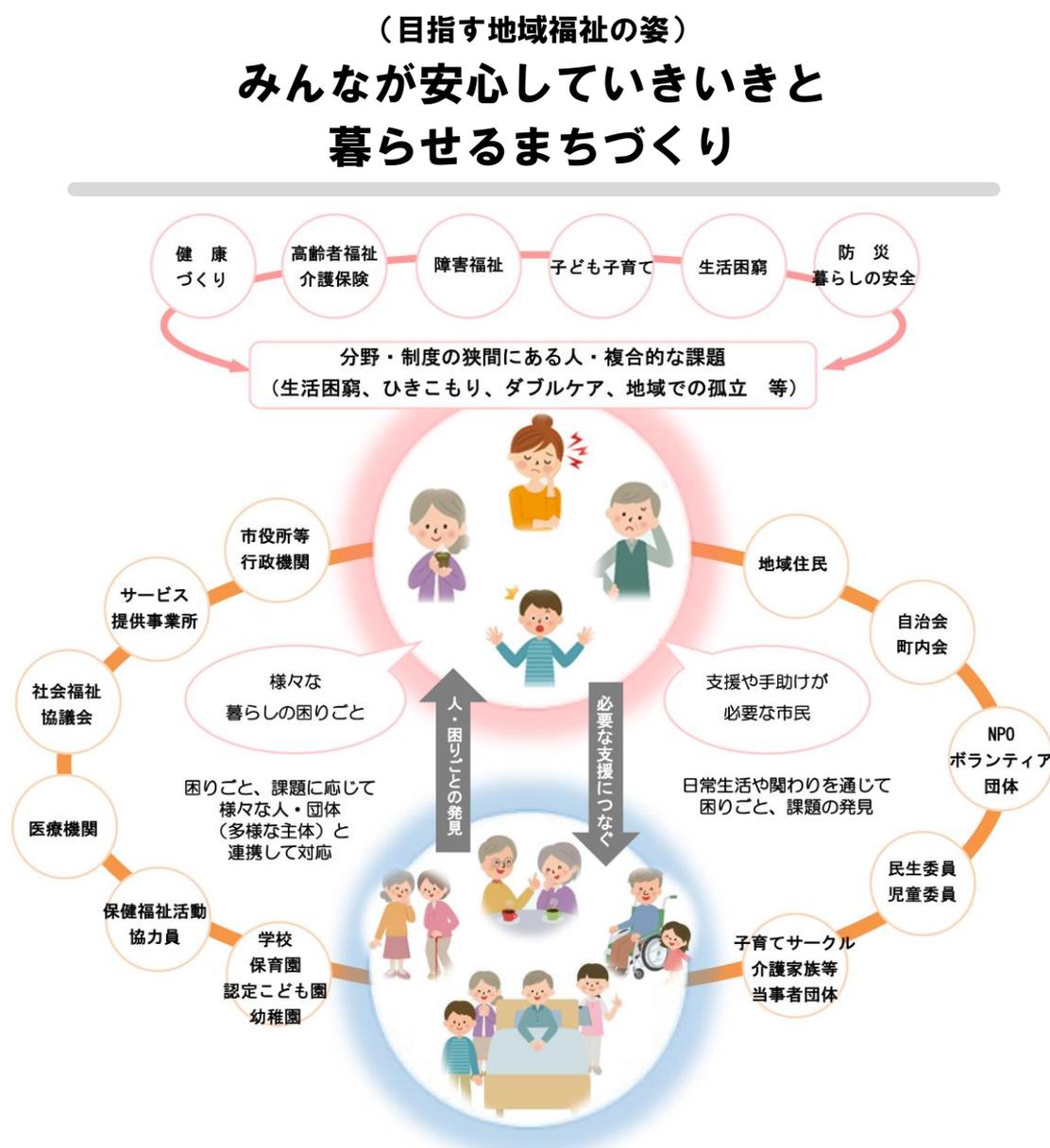
第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す地域福祉の姿（基本理念）

住民一人ひとりがつながりを大切にし、誰もが、疎外感を抱くことなく、支え合いの輪が築かれ、「これからもこの地域で暮らしたい」という「安心感」を得られる地域社会を目指します。

そこで、住民と行政が共に目指す地域福祉の考え方として、次のような基本理念を掲げます。

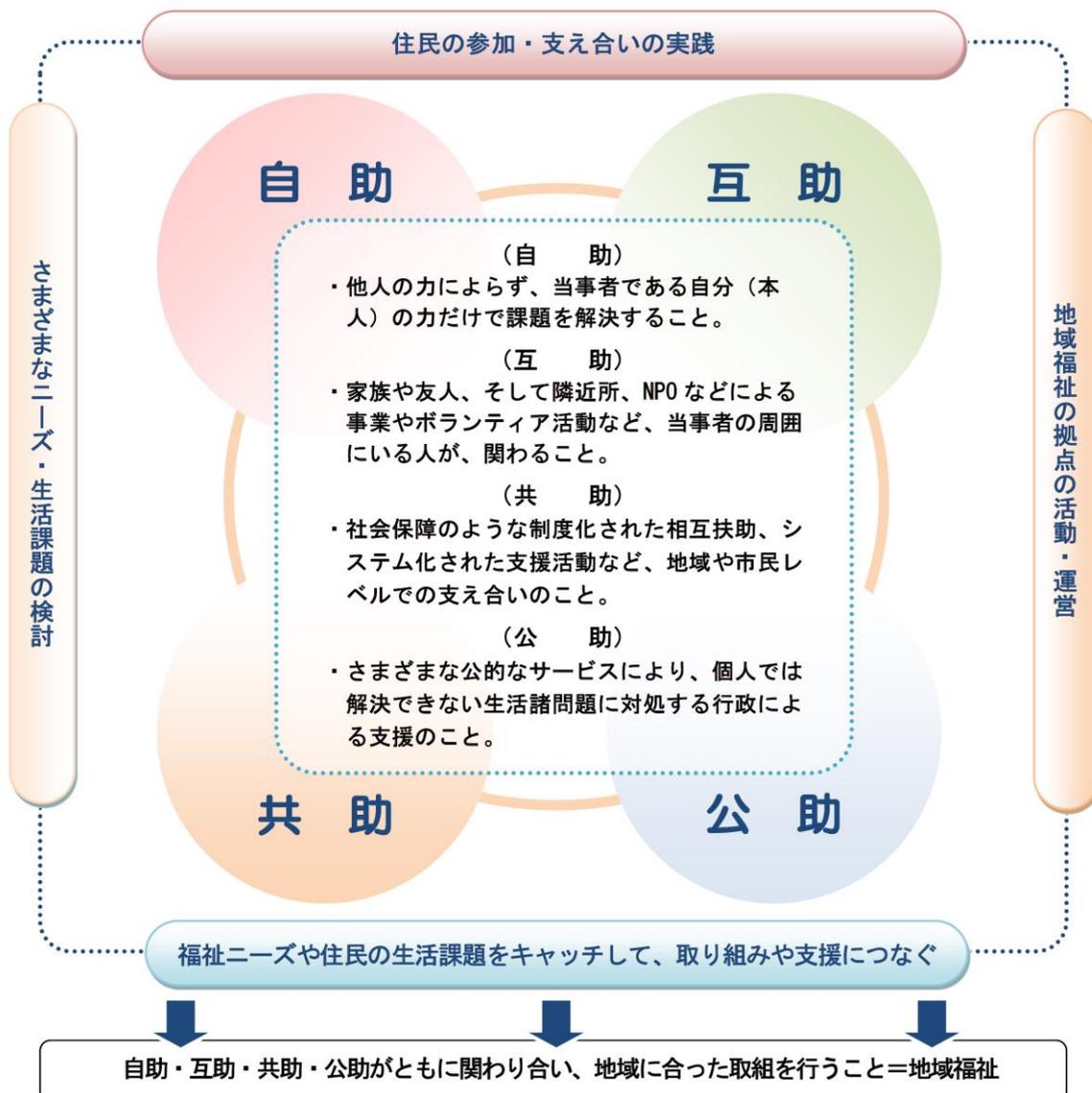


(1) 地域での支え合いの考え方

① 自助・互助・共助・公助による支え合い

本計画では、下図のように、自助・互助・共助・公助が相互に関わりながら、高齢、障害、子育て、その他様々な事情から支援が必要となっても、共に支え合いながら、誰もが自分らしく、自立した生活が送れるよう地域福祉を推進します。

図表 地域での支え合いの考え方
(自助・互助・共助・公助)



② 地域福祉を推進するための圏域と役割

一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送る上で、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、広域による支援の検討が必要な圏域まで、様々な課題に対応した範囲の設定が必要となります。

本計画では、以下の4層構造を地域福祉の範囲とし、それぞれが地域福祉を推進する役割を担います。

図表 地域福祉を推進するための役割

- **市全域【第1層】（公助の展開）**
 - ・ 地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、市全体の取組を推進するなど、広域的な調整を行う。
- **4つの地区と地域の福祉関係者を基盤とする圏域【第2層】（共助の展開）**
 - ・ 「岩沼小学校区」、「岩沼南小学校区」、「岩沼西小学校区」、「玉浦小学校区」の4つの小学校区を基本とした圏域で、福祉施策において具体的な活動を行う。
- **隣近所～自治会・町内会等の圏域【第3層・第4層】（互助の展開）**
 - ・ 日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行う。
 - ・ 普段からのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う。
- **家族・個人（自助の展開）**
 - ・ 個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分ですること）、災害時に向けた日頃の備えなどを行う。

(参考) 地区カルテ

地区カルテは、市全域（第1層）、小学校区（第2層）に分けて、人口等の統計情報や、アンケート調査による市民意識、住民懇談会での意見等の情報をまとめたものです。

市民2,000人を対象に行ったアンケート調査の市民意識では、「ア 地域の支え合いの状況」、「イ 地域の生活・福祉環境」、「ウ 福祉への関心・関わりについて」、「エ 暮らしやすさ・支え手・受け手の状況」、「オ 暮らしの安心・安全」の5つの視点から、市全体と5%以上の差があった項目を地区の「強み」「弱み」と定義し、市全体の意向と比較を行いました。

また、令和2年8月に開催した住民懇談会において、アンケート調査による比較結果を共有し、各圏域で今後必要な取組について話し合いました。

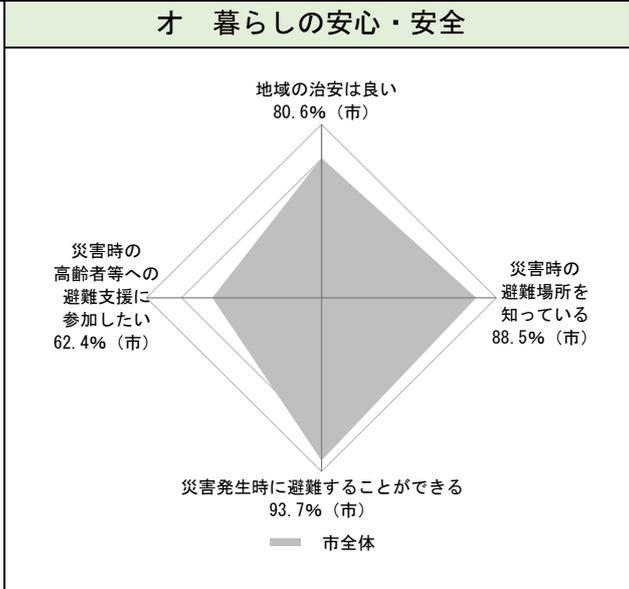
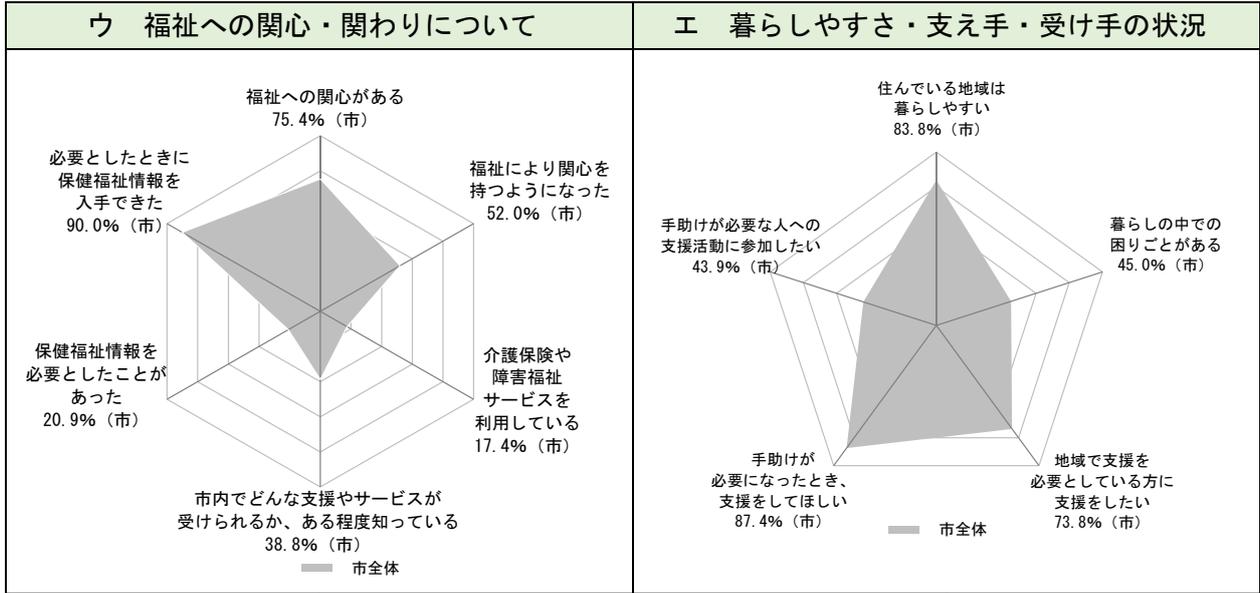


市全域（第1層）及び各小学校区（第2層）の地区カルテは、次のとおりです。

● 市全域（第1層）の地区カルテ（回答数：815人 *地区無回答者35人を含む）

① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	43,877人	世帯数	17,976世帯
高齢者数	11,574人	ひとり暮らし高齢者世帯数	1,971世帯
高齢化率	26.4%	令和2年3月末現在	

② 市民意識	
ア 地域の支え合いの状況	イ 地域の生活・福祉環境
<p>地域や近隣の方との親しい付き合いがある 53.6% (市)</p> <p>地域活動やボランティアなどが活発である 31.7% (市)</p> <p>いざというときに助け合う気風がある 57.8% (市)</p> <p>日常生活の中で、差別や偏見は感じない 68.6% (市)</p> <p>困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる 50.7% (市)</p> <p>自治会など地域社会の活動に参加している 56.6% (市)</p> <p>地域福祉に関する行政と市民との協働が進んでいる 15.0% (市)</p> <p>市全体</p>	<p>市内の福祉施設やサービスが充実している 44.8% (市)</p> <p>買い物や外出しやすい道路・交通環境 43.6% (市)</p> <p>子どもの遊び場や公園などが充実している 34.3% (市)</p> <p>高齢者が憩う施設や広場などが充実している 29.6% (市)</p> <p>公共施設が利用しやすい 37.2% (市)</p> <p>市全体</p>



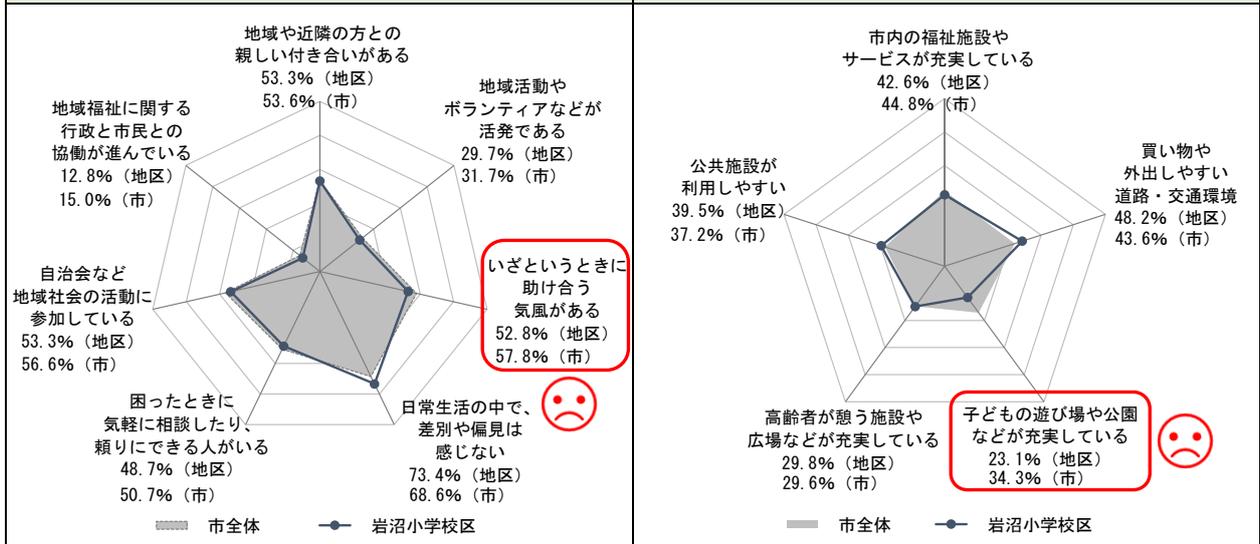
● 岩沼小学校区（回答数：195人）

地区の特徴	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩沼小学校区の総人口は10,929人、世帯数は4,837世帯となっており、高齢化率が高く、ひとり暮らし高齢者世帯数についても他の地区より多くなっています。 ・地区の住民意識では、「必要としたときに保健福祉情報を入手できた」（95.6%）が市全体よりも高い一方で、「地域にはいざというときに助け合う気風がある」（52.8%）、「子どもの遊び場や公園などが充実している」（23.1%）が市全体よりも低くなっています。 	

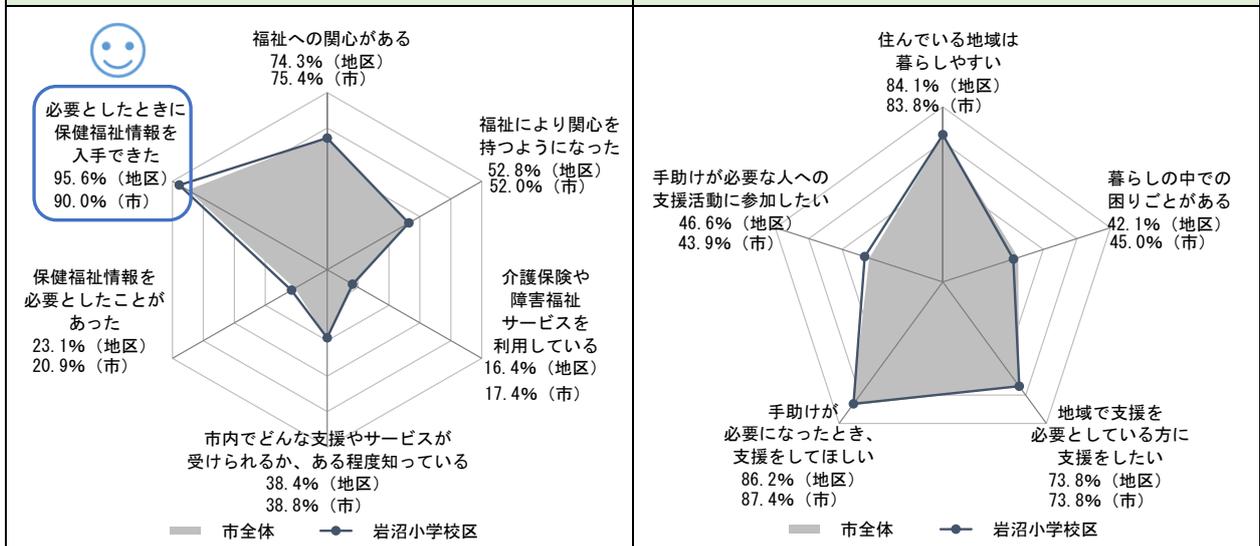
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	10,929人	世帯数	4,837世帯
高齢者数	3,146人	ひとり暮らし高齢者世帯数	689世帯
高齢化率	28.8%	令和2年3月末現在	

② 地区の市民意識（※ 😊 : 市全体より+5%以上高い、😞 : 市全体より-5%以上低い）

ア 地域の支え合いの状況 イ 地域の生活・福祉環境



ウ 福祉への関心・関わりについて エ 暮らしやすさ・支え手・受け手の状況



(※ 😊 : 市全体より+5%以上高い、 😞 : 市全体より-5%以上低い)

オ 暮らしの安心・安全	市全体よりも±5ポイントの差がみられる項目
<p>地域の治安は良い 75.9% (地区) 80.6% (市)</p> <p>災害時の高齢者等への避難支援に参加したい 64.1% (地区) 62.4% (市)</p> <p>災害発生時に避難することができる 92.8% (地区) 93.7% (市)</p> <p>災害時の避難場所を知っている 94.4% (地区) 88.5% (市)</p> <p>市全体 (grey) 岩沼小学校区 (blue)</p>	<p>ア地域の支え合いの状況： 地域にはいざというときに助け合う気風がある (-5.0)</p> <p>イ地域の生活・福祉環境： 子どもの遊び場や公園などが充実している (-11.2)</p> <p>ウ福祉への関心・関わりについて 必要としたときに保健福祉情報を入手できた (+5.6)</p> <p>オ暮らしの安心・安全 災害時の避難場所を知っている (+5.9)</p>

③ 住民懇談会での意見

「強み」

- ・昔からの居住者同士のつながりが強い
- ・公共施設 (図書館や交流プラザ)、商店街がある

「弱み」

- ・老人会が衰退している
- ・子どもの遊び場や公園だけでなく、集会所も少ない

【必要な地域の取組み】

住民同士がつながるための対策
(集まれる場所を作る・進んで挨拶をする)

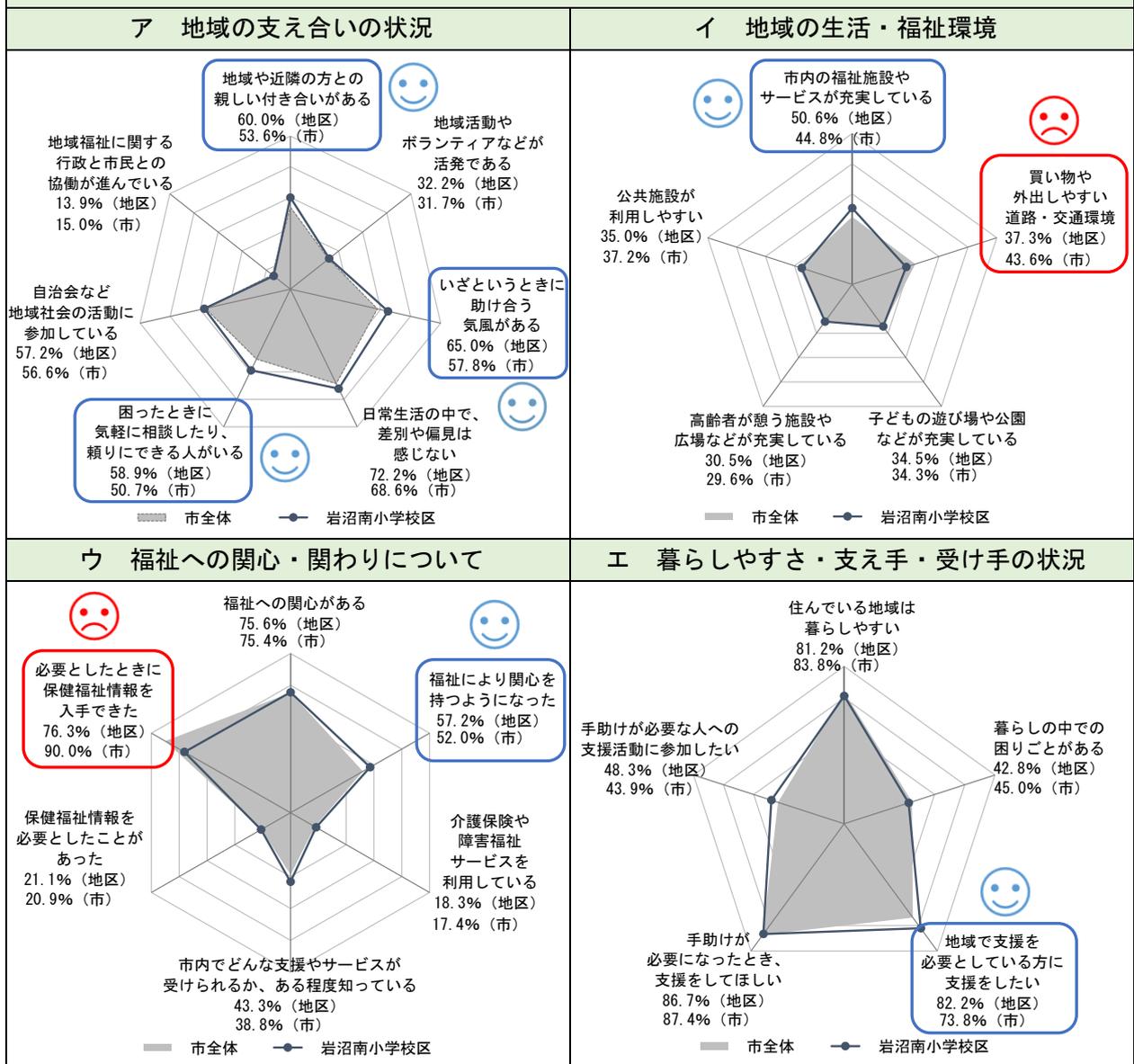


● 岩沼南小学校区（回答数：180人）

地区の特徴	
<p>・岩沼南小学校区の総人口は10,515人、世帯数は4,418世帯となっており、小学校区の中では、人口・世帯・高齢化率ともに3位に位置し、おおむね平均的な人口構成となっています。</p> <p>・地区の住民意識では、「地域や近隣の方との親しい付き合いがある」（60.0%）、「いざというときに助け合う気風がある」（65.0%）、「困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる」（58.9%）などが市全体よりも高く、地域での支え合いのある地区となっています。一方で、「必要としたときに保健福祉情報を入手できた」（76.3%）が市全体よりも低くなっています。</p>	

① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	10,515人	世帯数	4,418世帯
高齢者数	2,800人	ひとり暮らし高齢者世帯数	510世帯
高齢化率	26.6%	令和2年3月末現在	

② 地区の市民意識（※ 😊 : 市全体より+5%以上高い、😞 : 市全体より-5%以上低い）



(※ 😊 : 市全体より+5%以上高い、☹️ : 市全体より-5%以上低い)

オ 暮らしの安心・安全	市全体よりも±5ポイントの差がみられる項目
<p>地域の治安が良い 83.9% (地区) 80.6% (市)</p> <p>災害時の高齢者等への避難支援に参加したい 69.4% (地区) 62.4% (市)</p> <p>災害時の避難場所を知っている 86.7% (地区) 88.5% (市)</p> <p>災害発生時に避難することができる 95.0% (地区) 93.7% (市)</p> <p>市全体 (grey) 岩沼南小学校区 (blue)</p>	<p>ア地域の支え合いの状況： 地域や近隣の方との親しい付き合いがある (+6.4) いざというときに助け合う気風がある (+7.2) 困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる (+8.2)</p> <p>イ地域の生活・福祉環境： 市内の福祉施設やサービスが充実している (+5.8) 買い物や外出しやすい道路・交通環境 (-6.3)</p> <p>ウ福祉への関心・関わりについて 福祉により関心を持つようになった (+5.2) 必要としたときに保健福祉情報を入手できた (-13.7)</p> <p>エ暮らしやすさ・支え手・受け手の状況 地域で支援を必要としている方に支援をしたい (+8.4)</p> <p>オ暮らしの安心・安全 災害時の高齢者等への避難支援に参加したい (+7.0)</p>

③ 住民懇談会での意見

「強み」

- ・持ち家の住民が多いため昔からの知り合いが多い
- ・町内会の活動が良い
- ・サロン、運動教室、お茶飲み会が多い
- ・地域子育て支援センターがある

「弱み」

- ・地域の担い手不足
- ・集会所が使いにくい
- ・岩沼駅や病院、店舗が遠い

【必要な地域の取組み】

コミュニティの強化

(夏祭り、防災訓練の実施・町内会や子ども会活動に興味を持ってもらう)



● 岩沼西小学校区（回答数：287人）

地区の特徴	
<p>・岩沼西小学校区の総人口は16,104人、総世帯数は6,316世帯となっており、小学校区の中では最も人口規模の大きい地区となっています。一方で高齢化率が最も低くなっており、比較的若い世代の多い地区となっています。</p> <p>・地区の住民意識では、「自治会など地域社会の活動に参加している」（62.4%）、「住んでいる地域は暮らしやすい」（92.0%）、「子どもの遊び場や公園などが充実している」（42.5%）が市全体よりも高くなっており、自治活動、暮らしやすさが特徴として表れています。</p>	

① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	16,104人	世帯数	6,316世帯
高齢者数	3,833人	ひとり暮らし高齢者世帯数	526世帯
高齢化率	23.8%	令和2年3月末現在	

② 地区の市民意識（※ 😊：市全体より+5%以上高い、😞：市全体より-5%以上低い）

ア 地域の支え合いの状況	イ 地域の生活・福祉環境
<p>地域や近隣の方との親しい付き合いがある 52.3% (地区) 53.6% (市)</p> <p>地域活動やボランティアなどが活発である 31.0% (地区) 31.7% (市)</p> <p>いざというときに助け合う気風がある 55.0% (地区) 57.8% (市)</p> <p>日常生活の中で、差別や偏見は感じない 68.9% (地区) 68.6% (市)</p> <p>困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる 50.9% (地区) 50.7% (市)</p> <p>自治会など地域社会の活動に参加している 62.4% (地区) 56.6% (市)</p> <p>地域福祉に関する行政と市民との協働が進んでいる 13.2% (地区) 15.0% (市)</p> <p>市全体 岩沼西小学校区</p>	<p>市内の福祉施設やサービスが充実している 41.1% (地区) 44.8% (市)</p> <p>公共施設が利用しやすい 37.3% (地区) 37.2% (市)</p> <p>買い物や外出しやすい道路・交通環境 47.7% (地区) 43.6% (市)</p> <p>高齢者が憩う施設や広場などが充実している 28.6% (地区) 29.6% (市)</p> <p>子どもの遊び場や公園などが充実している 42.5% (地区) 34.3% (市)</p> <p>市全体 岩沼西小学校区</p>
ウ 福祉への関心・関わりについて	エ 暮らしやすさ・支え手・受け手の状況
<p>福祉への関心がある 74.9% (地区) 75.4% (市)</p> <p>必要としたときに保健福祉情報を入手できた 94.4% (地区) 90.0% (市)</p> <p>福祉により関心を持つようになった 49.8% (地区) 52.0% (市)</p> <p>介護保険や障害福祉サービスを利用している 16.4% (地区) 17.4% (市)</p> <p>市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている 39.8% (地区) 38.8% (市)</p> <p>保健福祉情報が必要としたことがあった 18.5% (地区) 20.9% (市)</p> <p>市全体 岩沼西小学校区</p>	<p>住んでいる地域は暮らしやすい 92.0% (地区) 83.8% (市)</p> <p>手助けが必要な人への支援活動に参加したい 42.5% (地区) 43.9% (市)</p> <p>暮らしの中での困りごとがある 44.3% (地区) 45.0% (市)</p> <p>地域で支援を必要としている方に支援をしたい 69.7% (地区) 73.8% (市)</p> <p>手助けが必要になったとき、支援をしてほしい 89.2% (地区) 87.4% (市)</p> <p>市全体 岩沼西小学校区</p>

(※ 😊 : 市全体より+5%以上高い、☹️ : 市全体より-5%以上低い)

オ 暮らしの安心・安全	市全体よりも±5ポイントの差がみられる項目
<p>地域の治安は良い 81.9% (地区) 80.6% (市)</p> <p>災害時の高齢者等への避難支援に参加したい 60.6% (地区) 62.4% (市)</p> <p>災害発生時に避難することができる 95.8% (地区) 93.7% (市)</p> <p>災害時の避難場所を知っている 90.6% (地区) 88.5% (市)</p> <p>— 市全体 — ● 岩沼西小学校区</p>	<p>ア地域の支え合いの状況： 自治会など地域社会の活動に参加している (+5.8)</p> <p>イ地域の生活・福祉環境： 子どもの遊び場や公園などが充実している (+8.2)</p> <p>エ暮らしやすさ・支え手・受け手の状況 住んでいる地域は暮らしやすい (+8.2)</p>

③ 住民懇談会での意見

「強み」

- ・若い世代や元気高齢者が多い
- ・病院や店舗、公園が多く暮らしやすい
- ・サロン活動が活発

「弱み」

- ・アパート住人や若い世代は地域とのつながりが薄い
- ・地域子育て支援センターがない
- ・小川、志賀地区は交通の便が悪い

【必要な地域の取組み】

世代を越えたつながりづくり
(多世代が参加する町内活動や憩いの場、語り合える場づくり)

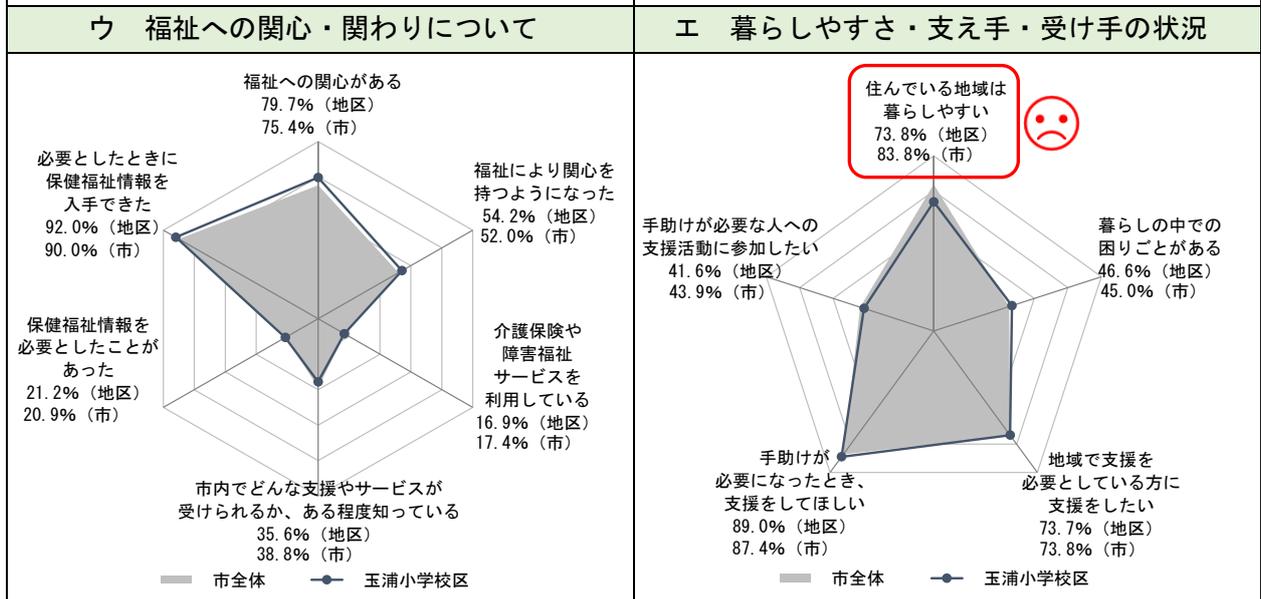
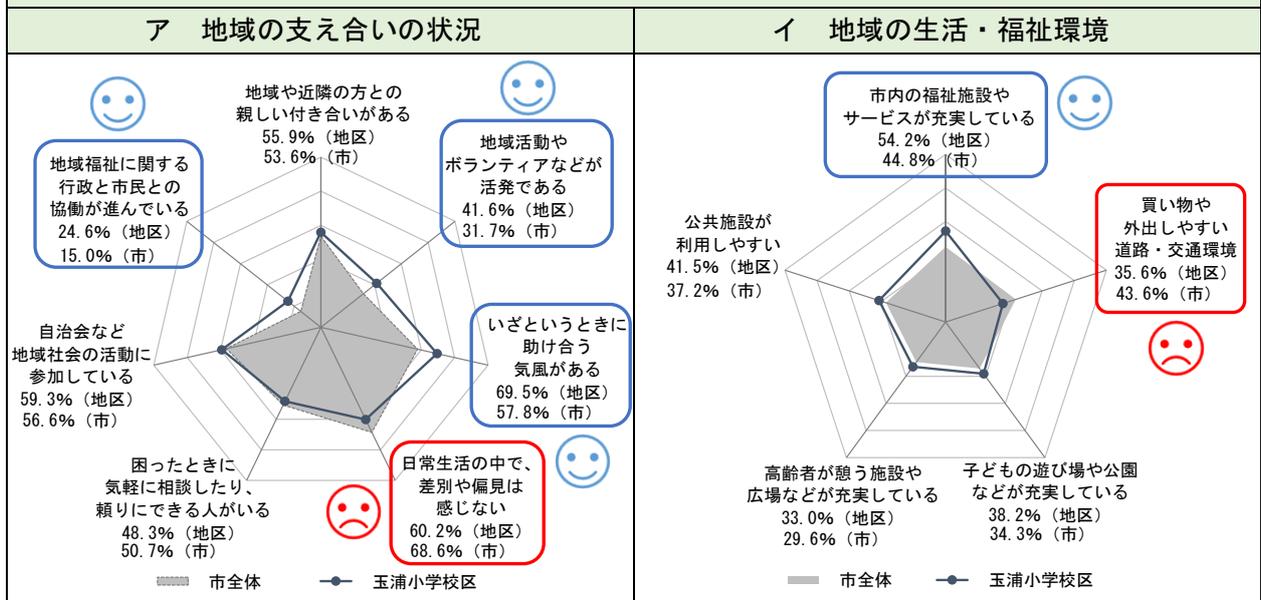


● 玉浦小学校区（回答数：118人）

地区の特徴	
<p>・玉浦小学校区の総人口は6,329人、総世帯数は2,405世帯となっており、総人口、世帯数ともに最も少ない地区である一方で、高齢化率は、小学校区の中で2位に位置し、比較的高齢化の進んでいる地区となっています。</p> <p>・地区の住民意識では、「地域活動やボランティアなどが活発である」（41.6%）、「地域福祉に関する行政と市民との協働が進んでいる」（24.6%）などが市全体よりも高く、ボランティア活動や住民協働が進んでいます。一方で、「日常生活の中で、差別や偏見は感じない」（60.2%）、「買い物や外出しやすい道路・交通環境」（35.6%）が市全体よりも低くなっています。</p>	

① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	6,329人	世帯数	2,405世帯
高齢者数	1,795人	ひとり暮らし高齢者世帯数	246世帯
高齢化率	28.4%	令和2年3月末現在	

② 地区の市民意識（※ 😊：市全体より+5%以上高い、😞：市全体より-5%以上低い）



(※ 😊 : 市全体より+5%以上高い、☹️ : 市全体より-5%以上低い)

オ 暮らしの安心・安全	市全体よりも±5ポイントの差がみられる項目
<p>地域の治安が良い 85.6% (地区) 80.6% (市) 😊</p> <p>災害時の高齢者等への避難支援に参加したい 58.4% (地区) 62.4% (市)</p> <p>災害発生時に避難することができる 91.5% (地区) 93.7% (市)</p> <p>災害時の避難場所を知っている 89.0% (地区) 88.5% (市)</p> <p>— 市全体 — 玉浦小学校区</p>	<p>ア地域の支え合いの状況： 地域活動やボランティアなどが活発である(+9.9) 地域にはいざというときに助け合う気風がある(+11.7) 日常生活の中で、差別や偏見は感じない(-8.4) 地域福祉に関する行政と市民との協働が進んでいる(+9.6)</p> <p>イ地域の生活・福祉環境： 市内の福祉施設やサービスが充実している(+9.4) 買い物や外出しやすい道路・交通環境(-8.0)</p> <p>エ暮らしやすさ・支え手・受け手の状況 住んでいる地域は暮らしやすい(-10.0)</p> <p>オ暮らしの安心・安全 地域の治安は良い(+5.0)</p>

③ 住民懇談会での意見

「強み」

- ・ 近所付き合い、助け合いがある
- ・ 同居世帯が多い
- ・ 集会所やサロンが多い

「弱み」

- ・ 近所付き合いがあるぶん、噂話も多い
- ・ 交通の便が悪い

【必要な地域の取組み】

既存のつながりを守る活動

(若い世代を含めた集いの場づくり・近所での助け合い活動・小さな単位でのお悩み相談会)



(2) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

こうした「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の地域活動への参加を活発にするための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う包括的な支援体制づくりを進めます。

図表 地域共生社会について

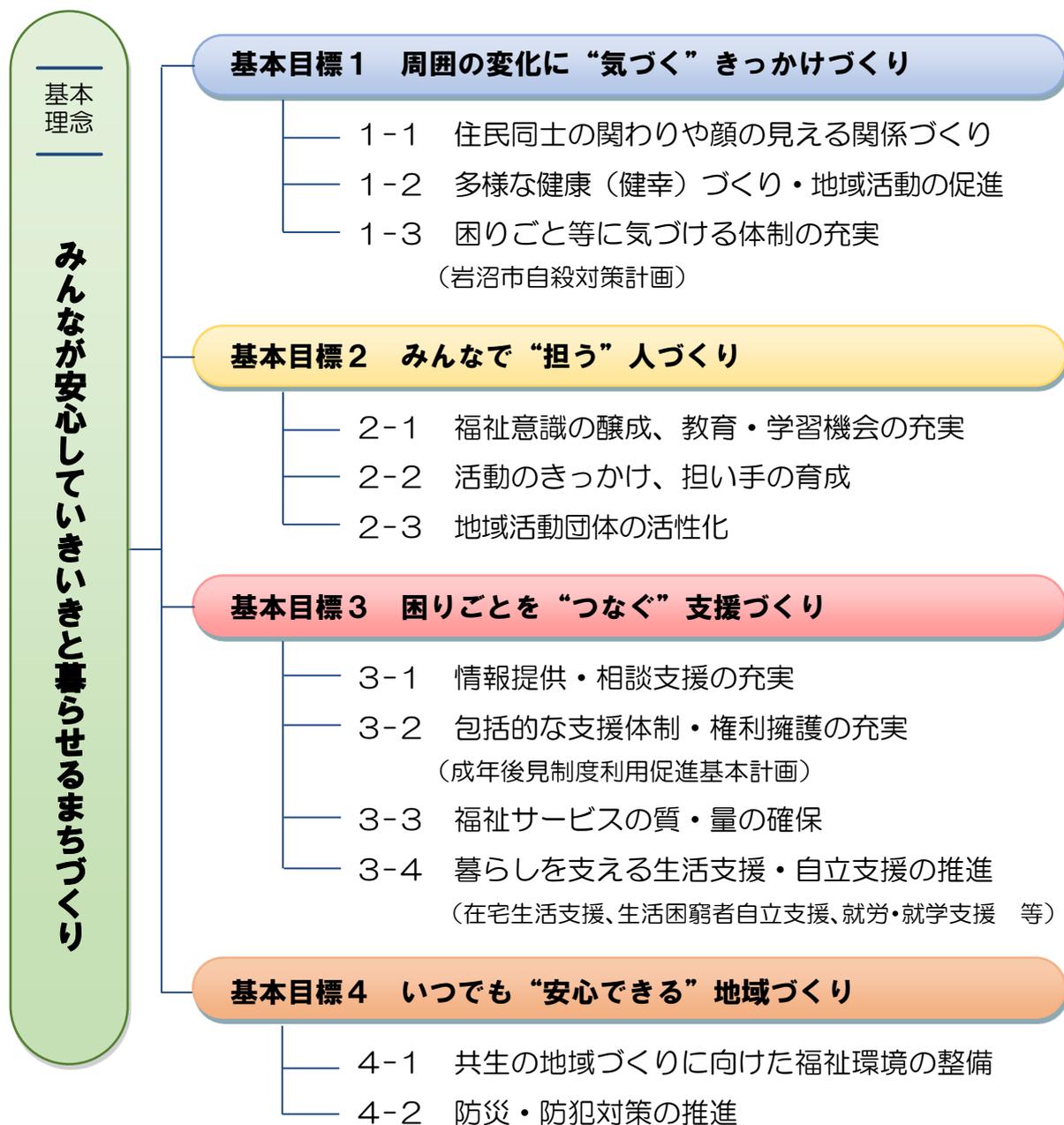


資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より一部抜粋

2 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



3 基本目標

地域福祉の推進に向けた“気づく”、“担う”、“つなぐ”、“安心できる”の4つの視点を踏まえ、本計画の基本理念「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けた基本目標を掲げます。

基本目標1：周囲の変化に“気づく”きっかけづくり

住民一人ひとりが、身近な地域での関わりを通じて、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化に“気づく”きっかけとなるよう、見守りや声かけといった住民同士の関わりや顔の見える関係づくりを進めるほか、虐待等の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

また、家庭や地域の居場所などへの訪問活動等を通じて、困りごと等に気づける体制の充実を図ります。

基本目標2：みんなで“担う”人づくり

住民の誰もが、地域で支え合うことの大切さを学び、みんなで“担う”という意識づくりに向けて、学校教育や生涯学習などを通じて、学習・体験機会の充実を図り、「我が事」として様々な活動の担い手を育成する人づくりに取り組みます。

また、一人ひとりの力だけでなく、地域の力を強化していくために、様々な分野で地域の多様な主体が連携・協働できる体制の構築に取り組みます。

基本目標3：困りごとを“つなぐ”支援づくり

住民が日常生活の中で何か困りごとを抱えたときに、様々な機会を通じて必要な福祉サービス等につなぐことができるよう、わかりやすく情報を発信します。

また、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等につながるよう、包括的な支援体制を構築するほか、権利擁護の取組を推進します。

基本目標4：いつでも“安心できる”地域づくり

身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、助け合う関係を広げるために、誰もが気軽に集う居場所づくりを推進します。

また、地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進め、住民生活の安全安心の確保に努め、いつでも“安心できる”地域づくりに取り組みます。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1：周囲の変化に“気づく”きっかけづくり

1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 地域では、高齢者世帯の増加や近所付き合いの希薄化などにより、地域での支え合い機能の低下、暮らしの中で不安を感じることが多くなっています。そのような人が悩みを一人で抱え込んでしまわないよう、地域の中で顔の見える関係をつくるなど、住民同士がお互いに気にかける支え合いの仕組みづくりが求められています。
また、こうした日頃から地域での顔の見える関係づくりは、社会的孤立を防ぎ、防災や防犯といった、いざというときのための取組にもつながります。
- 若い世代を中心に地域のつながりが薄れていくことが懸念されることから、あいさつや声かけ等を通じて、地域での助け合いや住民同士の関わり、交流機会を増やしていく必要があります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- あいさつや声かけ等、地域との関わりを通じて、地域への関心を深めます。
- 様々な生活上の課題に対して“気づき”となる支え合いの仕組みとして、地域における様々なネットワークによる多様な主体との連携を推進します。
- 虐待と疑われるような状況に対しても、地域や関係機関等とのネットワークを生かし、早期発見、早期対応を図ります。

[住民・地域に期待する取組] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- あいさつや声かけを積極的に行い、顔の見える関係を築きましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 支援が必要な人の異変に気を配り、気になることがあれば声をかけましょう。
- 異変や虐待と疑われることがあった場合には、市や関係機関に速やかに通報しましょう。

[市の取組・支援] (公助)

1-1-1：あいさつ運動、声かけ運動の推進

(各課・各施設)

- 子どもから大人まで、家庭内や隣近所等の身近なところからあいさつや声かけを行い、身近な地域で支え合う関係を構築します。

1-1-2：地域見守りネットワーク等の推進

(社会福祉課・介護福祉課)

- 地域や協力事業者等、多様な主体との連携により、重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークを構築します。
- ネットワークに関わる多様な主体が定期的に情報交換会等を行い、地域で支援の必要な住民等の情報共有に努めます。
- 行方不明高齢者、心身に不安を抱える方等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着したネットワークを構築し、家族等の支援につなげます。

1-1-3：地域の憩いの場（サロン活動）の推進

(介護福祉課・子ども福祉課・健康増進課)

- 誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場（サロン活動）を推進し、地域での顔の見える関係づくりを推進します。

1-1-4：高齢者・子ども・障害者への虐待防止ネットワークの強化

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課）

- 関係者及び地域とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努め、防止に向けた取組を推進します。
- 虐待を受けた高齢者や子ども、障害者への保護及び養護者に対する適切な支援を行います。
- 虐待の通報義務等について周知を図るほか、民生委員児童委員や、地域、関係機関との連携を密にし、被虐待児・者及びおそれのある者の早期発見に努めます。

1-1-5：子どもや子育て家庭への見守り

（社会福祉課・子ども福祉課・学校教育課）

- 家庭や地域が子どもを見守り、子ども達が地域の中で健やかに育つ地域づくりに努めます。
- 地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子ども達の学習支援を行います。

1-2 多様な健康（健幸）づくり・地域活動の促進

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 生涯を通じて健康づくりに取り組んでいくためには、普段から自身の健康を意識して、定期的に健診等を受診し、生活習慣病の予防に取り組むなど、健康に対する正しい知識を持ち、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する仕組みづくり、サロンや老人クラブ等、団体を通じて地域ぐるみによる健康づくりを進めていく必要があります。
- 高齢化が進む中、必要な支援の発見が遅れることで、*フレイルや要介護者の増加につながる懸念されます。そのため、介護予防の取組を積極的に周知し、住み慣れた地域で無理なく取り組める環境づくりが必要です。
- 生涯を通じた健康づくり、健やかな成長の基礎になる、乳幼児期からの規則正しい食生活習慣の定着を図り、児童生徒の望ましい食習慣づくりが求められます。
- 身近な地域で誰もが健康（*健幸）でいきいきと暮らせるよう、より多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、住民同士が気軽に集い、活動できる地域での拠点を確保し、その活動を通じて、生きがいや社会参加を促進していくことが求められています。

*フレイル：

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

*健幸：

いわぬま未来構想において、まちづくりを支える市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感することを表しています。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 住民が身近な地域で世代に応じた健康づくりに取り組むことで、健康寿命を延ばしていきます。
- 住民が交流し、人と人がつながる場所として地域での拠点を確保し、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加の場となるよう、様々な地域活動を促進します。

[住民・地域に期待する取組] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 「自分の健康は自分で守る」意識を持ちましょう。
- 適切な食生活や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組みましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 自らの健康状態の確認と疾患の早期発見・早期治療等のため、健診を受けましょう。
- 市が開催する各種健康教室等に積極的に参加しましょう。

[市の取組・支援] (公助)

1-2-1：健康づくり活動の推進

(健康増進課・介護福祉課)

- 住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病に対する正しい知識の普及と発症、重症化の予防等、「第2次岩沼市健康づくり市民計画」に基づく取組を推進し、住民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。
- 健康づくりのため、体操やストレッチ等の運動の普及啓発を行います。
- 地域に出向いて講座を実施し、より多くの住民に生活習慣病予防や介護予防などの普及啓発を行います。
- 食生活改善推進員、運動普及リーダー等、健康づくりボランティアと連携し、運動や食生活を通じた健康づくり活動や食育講座などを実施することで、地域の健康づくりを推進します。

1-2-2：介護予防・認知症対策の推進

(介護福祉課)

- 高齢者の効果的な介護予防の取組を進め、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぎます。
- 認知症の正しい知識の普及と啓発を図ります。

1-2-3：健診（検診）の受診勧奨

（健康増進課）

- 疾病の早期発見・早期治療に結びつけるためにも、特定健診、がん検診等を適切に実施し、受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。また、受診結果を受けて保健師や管理栄養士等による健康維持のための生活指導に取り組みます。

1-2-4：食育の推進

（健康増進課）

- 住民が健全な食生活を実践できるよう、「岩沼市食育推進行動計画」に基づき、食育の取組を推進します。

1-2-5：感染症等の普及啓発

（健康増進課）

- 各種感染症への予防対策として、施設等の衛生管理に関する普及啓発を行います。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する社会の変革に必要なに応じ柔軟に対応し、国、県が行う関連施策と連携しながら、新たな生活様式構築に向けた取組を推進します。

1-2-6：子どもの地域交流・居場所づくり

（子ども福祉課・さわやか市政推進課・生涯学習課）

- 地域の中で異年齢の子どもが、様々な活動を通じて共に行動することにより、子どもの社会的成長の糧となる活動を推進します。
- 地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートし、地域が主体となって子ども達に放課後の支援を行います。

1-2-7：子育て家庭が集う場づくり

（子ども福祉課・健康増進課）

- 子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行います。
- 子ども子育てに関するイベントの実施や、参加者同士の交流を通じて、子育てしやすい地域づくりを推進します。

1-2-8：高齢者就労支援・生きがいづくり

（介護福祉課・商工観光課）

- 高齢者の能力や技術、経験を生かして、就労を含めた生きがいづくり、社会参加を促進します。
- 高齢者の生きがいと健康づくりと介護予防を目的とした地域活動への支援を実施し、高齢者の社会参加を促進します。

1-2-9：老人クラブへの活動支援

（介護福祉課）

- 高齢者同士の主体的な活動の場である老人クラブに対する活動支援を行い、広く高齢者の加入を促します。
- 高齢者の関心に対応した活動を支援するため、高齢者の健康づくりや介護予防への取組も含め、活動内容の多様化・充実を図り、地域福祉を積極的に担う団体としてより開かれた活動となるよう支援していきます。

1-2-10：障害者の社会参加促進

（社会福祉課）

- 障害者を対象に体験活動や、スポーツ・文化・芸術活動等による地域住民との交流を通して社会参加を促進します。
- 就労による社会参加に向けて、障害福祉サービスの利用や地域活動支援センター等において、それぞれの特性に応じた就労の実現や社会参加を支援します。
- 障害者が社会参加しやすいよう、福祉タクシー利用助成や燃料費助成等、外出、移動への支援を行います。

1-3 困りごと等に気づける体制の充実（岩沼市自殺対策計画）

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 住民の中には、外見からはわからなくても何らかの支援を必要としている人や、SOS を出せずに困りごとを抱えている人もいるため、こうした日常生活の中では気づきにくい困りごと等に対して、SOS を発信しやすい仕組みなど、支援の届いていない人等に気づける体制づくりが必要となります。
- 本市では、普段の生活や、まちなかでのちょっとした支援や配慮が必要な人に対して、支援の必要なことを伝えるヘルプカード等の配布を行っており、引き続きヘルプカード等の周知と利用促進を図っていく必要があります。
- 子どもの不登校やひきこもり、地域での孤立等は、様々な要因が重なり合って生じるため、関係機関との連携を図り、対象者やその家族等に寄り添いながら、支援を行う必要があります。
- 自殺の防止に向けて、一人ひとりが当事者として、地域や暮らしの中で変化に気づき、声かけるなど、多くの支援者がそれぞれの強みや専門性を生かして、住民一人ひとりの生きる力を醸成する必要があります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 住民の抱える様々な困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。
- 困りごと、悩みごとを抱えてひきこもったり、地域で孤立している人を早期に発見し、課題を解決するため、地域に出向き、困りごとや悩みごと等に気づける体制の充実を図ります。

[住民・地域に期待する取組] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 声かけや見守り活動により地域で助け合いましょう。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークを持っている人が困っていたら、積極的に声をかけ、手助けをしましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 家族や親しい仲間のもとより、隣近所の様子の変化に気づいて、声をかけましょう。

[市の取組・支援] (公助)

1-3-1：ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの普及・利用促進

(社会福祉課・健康増進課)

- 障害者や高齢者、妊娠初期の方等、外見からわからなくても、周囲からの援助や配慮が必要な方が、困ったときに、周囲に支援や配慮が必要であることを伝えられるよう、ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの利用促進を図ります。
- 住民に対してヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの内容を周知し、身近な助け合いを促進します。

1-3-2：不登校やひきこもり対策

(社会福祉課・学校教育課)

- 不登校児等の相談支援を行い、不登校やひきこもりの子どもに適した社会参加を促し、保護者等への支援を行います。
- 子ども達の豊かな心を育むため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。

1-3-3：乳児期からの育児支援

(健康増進課・子ども福祉課)

- 地域で生まれた赤ちゃんの家庭を訪問し、誕生のお祝いと、子育て支援の情報を届けることで、地域とのつながりのきっかけづくりや、子育てや家庭内での困りごとや悩みの把握に努めます。

1-3-4：自殺対策の推進（自殺対策計画）

（各課・各施設）

◎ 岩沼市自殺対策計画（概要）

本計画及び本施策における取組を、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定される市町村自殺対策計画として位置付け、「関わる」、「届く」、「生きる」、「守る」という 4 つの行動を柱とした以下の施策に取り組みます。



基本理念 誰もがより良く生きることのできるまち いわぬま



また、誰もが孤立することなく、互いを認め合いながら共に生きられるよう、基本理念を「誰もがより良く生きることのできるまち いわぬま」とし、市民一人ひとりが、その人らしく暮らしていける地域社会を目指します。

① みんなが「関わる」地域社会の形成

ア 地域における見守り・支え合いの推進

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、多様な主体が地域との関わりを増やし、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

また、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくり、より多くの住民が見守り、支援につなぐ役割を担える地域づくりを推進し、地域力を高めます。

イ 地域住民同士の交流と楽しみを共有できる人間関係の構築

サロンなどの集いの場、健康づくり、趣味の活動への参加など、地域住民同士が交流を楽しみながら、その人に合った楽しくつながる機会を増やし、多くの住民が地域と関わり、関心を高め、人間関係の構築につながる地域づくりを目指します。

② 困ったときの声や支えの「届く」体制づくり

ア 相談・支援の充実

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知、対応力向上に努めます。

また、様々な機会を通じて自殺に関する正しい知識の普及啓発活動を行います。

イ ゲートキーパーの役割を担う多様な人材の養成、支援

自殺対策やこころの健康に関する正しい情報を理解し、家族や仲間の悩みに気づき、適切な対応をとることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成を行います。

③ 自分らしく「生きる」居場所づくり

ア 生きがいづくりの推進

家庭や仕事、趣味や余暇など、その人に合った役割や楽しみを通して、一人ひとりが生きがいを感じ、自分らしく「生きる」居場所づくりを推進します。

また、住民一人ひとりがそれぞれの役割を実感し、生きがいや自己肯定感を持ちながら生活できるような環境づくりや、地域で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

イ 互いに認め合う意識の啓発

互いの良さや違いを認め合うことのできる豊かな心を育むとともに、社会の中で共に支え合うことのできるよう意識の啓発を行います。

④ 子どもを「守る」教育・支援の充実

ア 生きる力を育む支援

家庭や地域、学校において、命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための SOS の出し方に関する教育を推進します。

また、たくさんの経験・体験を積み重ね、考える機会を通じて子どもの生きる力を育みます。

イ 子どもを支える体制の整備

子どもが将来起きるかもしれない危機的状況に対応できるよう、日常的な居場所の確保とともに、子どもが自殺のリスクを抱える前の段階で対策を講じていくための支援体制を整備します。

また、子どもが出した SOS に対し、周囲が気づき、受け止められるよう環境を整えます。

基本目標 2：みんなで“担う”人づくり

2-1 福祉意識の醸成、教育学習機会の充実

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 少子高齢化の進展により、現役世代 3 人が高齢者世代 1 人を支える「騎馬戦型社会」から、高齢者世代 1 人を現役世代 1 人が支える「肩車型社会」への移行が進み、身近な地域でのちょっとした手助けなど、地域活動への参加を促す取組の重要性がこれまで以上に高まっています。
- 地域共生社会の実現に向けても、地域に暮らす一人ひとりが、地域の一員として福祉について関心を持ち、他人事だった住民に「我が事」として捉えられる意識を高めていく必要があります。
- 福祉意識を醸成していくためには、様々な機会を捉えて住民の意識啓発や理解を深める学習機会を通じて、主体的に地域活動に参加する住民を拡大していくことが求められます。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 多くの住民が福祉に関心を持ち、共に暮らす地域の一員として、互いに支え合い、助け合う意識づくりを推進します。
- 障害や認知症等に対する理解を深めます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 普段の暮らしの中で起こる地域での出来事や関わりを通じて、支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。
- 高齢者や障害者をはじめ、様々な支援の必要な人への理解を深めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 各種講座等に積極的に参加して福祉の知識を身に付けましょう。

[市の取組・支援] (公助)

2-1-1：福祉教育の推進

(社会福祉課・学校教育課・生涯学習課)

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、体験学習等を通じて、児童生徒の福祉意識の醸成を図ります。

2-1-2：地域に開かれた特色ある学校づくり推進

(政策企画課・学校教育課・生涯学習課)

- 地域人材の活用を図るなど、特色ある学校づくりを通じて、地域との関わりを広げます。

2-1-3：子どもと親のための講座・イベントの実施

(健康増進課・子ども福祉課・生涯学習課)

- 保育所等のノウハウを生かし、子育てに自信が持てる子育て講座を実施し、子育て家庭相互の交流を推進します。

2-1-4：福祉に関する住民意識の向上

(社会福祉課)

- 地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや助け合いの大切さについて理解を深めます。

2-1-5：障害者に対する理解の促進

(社会福祉課)

- 障害者が地域で自立した生活を営むために、住民の障害者に対する理解促進を推進します。

2-1-6：認知症に対する理解

(介護福祉課)

- 認知症セミナーや出前講座等を通じて、認知症の予防や備えを含めた正しい知識の啓発を行います。
- 認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症の方に優しい地域づくりを推進します。

2-2 活動のきっかけ、担い手の育成

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 地域福祉を推進していく上で、様々な能力や特技、これまでに培った知識や経験を持っている地域の人材は、大切な資源であり、これらが生かされることは、地域の活性化や高齢者の生きがい、健康維持につながることにとなり、担い手づくりにつながる重要な取組になります。
- 地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが「サービスの担い手」としての意識を持ち主体的に活動することで、その地域の実情を理解している人材が中核を担うことも重要となります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 地域での支え合い、助け合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めます。
- 主体的に活動する住民等を増やししながら、地域の課題解決に取り組むことのできる人材の育成に努めます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが福祉の問題を自分のこととして捉えましょう。
- 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

[市の取組・支援]（公助）

2-2-1：住民の地域活動への参加促進

（社会福祉課・さわやか市政推進課）

- 多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動に参加する地域づくりを進めます。
- 特に地域活動への参加が少ない、若い世代や仕事から離れる前の50代から、地域活動を気軽に体験できる場づくりを進めます。

2-2-2：ボランティア育成支援

（社会福祉課・復興創生課）

- 地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉を推進します。
- 社会福祉協議会を中心にボランティアの育成を行い、担い手を増やすため人材の発掘や呼びかけを行います。

2-2-3：民生委員児童委員の活動支援

（社会福祉課）

- 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を適正に配置し、育成支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
- 社会福祉協議会の地域福祉推進員と連携し、民生委員児童委員協議会への活動の支援を行います。
- 民生委員児童委員の活動について情報発信を行い、地域の住民が民生委員児童委員に相談しやすいような関係づくりや、活動への理解と協力を促します。

2-2-4：地域活動を担う人材の育成

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課）

- 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター・食生活改善推進員）や、子育て応援者、認知症サポーター等、地域活動を担う人材育成のための研修や活動の継続に向けた支援を行い、継続した活動を支援します。

2-2-5：専門職の人材育成

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課）

- 専門職に対してスキルアップのための研修会や情報交換などを実施し、市内における相談支援体制の充実に向けて取り組みます。
- 手話奉仕員を養成する研修を実施します。
- 専門職の実習の受入れを行うなど、後進の育成に努めます。

2-3 地域活動団体の活性化

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 仕事や育児等で参加しにくい若い世代に対して、時間をかけずに地域活動ができる取組を検討し、地域活動にスムーズに参加していけるよう、市、団体等が連携して働きかけていく必要があります。
- 地域活動の担い手の高齢化又は固定化が進み、一人が複数の役割を兼務するなど、地域における担い手の確保が困難になっている中で、地域住民や活動団体等の参画・連携を積極的に促進し、現在活動している様々な地域活動に必要な人材を確保していくことも求められます。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 地域活動の充実のために、ボランティア・NPO活動や自治会・町内会等の支援に向けた取組を推進します。
- 地域の様々な活動団体が、協働して取り組むことができるよう、情報提供、交流機会の確保など、団体間をつなぐ様々な支援を図っていきます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 地域活動やボランティア活動に興味を持ちましょう。
- 地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- できることから地域活動・ボランティア活動に参加してみましょう。

[市の取組・支援]（公助）

2-3-1：住民活動支援

（社会福祉課・子ども福祉課・さわやか市政推進課）

- 住民が行う自由な社会貢献活動である住民活動を活性化させるため、活動団体等の取組を支援します。
- 会議や資料づくりのためのスペースの提供や関連機器の設置などを行い、地域で活動する団体の支援を行います。

2-3-2：自治会・町内会等への支援

（社会福祉課・介護福祉課・総務課・さわやか市政推進課）

- 地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである自治会・町内会等の活動を支援し、住民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。

2-3-3：団体間の連携による地域活動の活性化

（社会福祉課・さわやか市政推進課）

- 地域で活動する様々な活動団体が、地域に関わる情報や課題を共有しながら、地域課題の解決に向けて協議し、団体間で連携・協働できる場や機会の充実を図ります。
- 団体間での連携を通じて活動に関わる人材の強化を図り、地域の中で課題を抱える人を見逃さず、必要な支援につなげます。

2-3-4：NPO 法人の活動促進

（社会福祉課・さわやか市政推進課）

- NPO 法人（特定非営利活動法人）活動の発展を一層促進するため、活動団体の運営支援を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。

2-3-5：社会福祉協議会との協働連携

（社会福祉課）

- 地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。

基本目標3：困りごとを“つなぐ”支援づくり

3-1 情報提供・相談支援の充実

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 本市では、支援を必要としている誰もが必要な情報を得られるよう、広報いわぬま、各種ガイドブック、市ホームページ等を通じた情報提供のほか、市窓口等を通じた提供を行っております。引き続き利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報を提供する配慮が求められます。
- 支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、相談窓口の周知を図るほか、複数分野に絡む問題を抱える相談に対応できるよう、庁内での連携を強化し、必要に応じて関係機関等につなぐ必要があります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 福祉に関する制度の情報や地域情報等をわかりやすく提供します。
- 住民が安心して相談できるよう各種相談窓口の周知を図るとともに、適切な支援につながる体制を整えます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 広報紙や回覧板などをよく読んで、自らも情報を得るように心がけましょう。
- 問題を家族や個人で抱え込まず、近所の人や、民生委員児童委員、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に積極的に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 身近に相談できる人をつくるほか、必要に応じて民生委員児童委員等へ相談しましょう。

[市の取組・支援] (公助)

3-1-1：保健福祉情報の発信

(社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課)

- 地域の保健福祉活動について、発信する対象や発信内容等から媒体を選択し、住民が関心の持てる情報発信を行います。
- SNS 等の効果的な活用に向けた検討を進めます。

3-1-2：各種相談支援の実施

(各課・各施設)

- 地域住民等が相談窓口気軽に相談できるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知を図ります。
- 各種相談(健康問題・心配ごと・行政・人権・消費生活等)を通して、困りごとを抱えている住民を把握し、必要な支援につなぎます。
また、分野を横断する課題についても各窓口、関係機関との連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

3-1-3：児童生徒支援相談支援・青少年の健全育成

(学校教育課・生涯学習課)

- 不登校やいじめの問題への対応とともに、子ども達の豊かな心を育むため、スクールソーシャルワーカー等を配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。
- 地域社会全体で、子どもや若者を見守り支え、安全安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。

3-1-4：子育て世代包括支援センターの充実

(健康増進課)

- 妊娠出産、乳幼児期までの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。

3-2 包括的な支援体制・権利擁護の充実 (成年後見制度利用促進基本計画)

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 保健福祉施策は、健康づくり、高齢福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等、施策や制度が対象ごとに構築され、改善、推進が図られてきましたが、その一方で、ひきこもり問題や介護と育児が同時期に発生する状態（ダブルケア）等、各制度の狭間にある問題や、問題の複雑化、多様化が課題となっています。
- 近年、各種相談窓口に寄せられる相談内容についても複雑化、多様化してきており、複数分野に絡む問題を抱える相談者や家族に対し、解決が困難な状態となる前に、分野を横断して取り組み、包括的に対応することができ体制を構築することが求められています。
- 認知症高齢者、知的・精神障害者等の増加に伴い、判断能力が十分でない人の権利侵害を未然に防ぐため、お金・財産の管理、医療・介護・福祉等のサービスを本人の意思に基づき適切に利用（契約）できる環境を整えていく必要があります。
- 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害については、相談や救済、DV 被害等への支援に取り組み、地域で安心して生活できるよう、権利擁護に取り組みする必要があります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 保健福祉をはじめとした必要な関係分野、多様な主体との連携により、包括的に支援ができるよう支援体制を整え、支援機能の強化を図ります。
- 一人ひとりの権利や尊厳を守り、安心して生活できるよう、権利擁護にかかる制度の利用促進に取り組みます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 問題を家族や個人で抱え込まず、近所の人や、民生委員児童委員、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所等に相談しましょう。
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度について理解を深めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を把握したときには、相談窓口や民生委員児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等へつなぎましょう。

[市の取組・支援] (公助)

3-2-1：包括的な支援体制の構築

(各課・各施設)

- 高齢者や障害者、子ども等への支援等、生活上の困難を抱える人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築します。

3-2-2：地域包括支援センターとの連携・機能強化

(介護福祉課)

- 地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーター、各地区の協議体等と連携し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備をします。
- 地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう、各地区での見守り、安否確認等を行うほか、介護予防ケアマネジメント業務等、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定に必要な支援を包括的に行います。

3-2-3：在宅医療・介護の連携

(社会福祉課・健康増進課・介護福祉課)

- 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。

3-2-4：障害者相談支援との連携

(社会福祉課)

- 障害者の地域生活を支えるため、基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化について検討を行います。
- 障害者相談支援事業所と連携し、地域の福祉課題や社会資源の発掘に努め、質の高い支援に取り組みます。

3-2-5：制度の狭間の課題への対応

（各課・各施設）

- 地域での各種保健福祉活動を通じて、地域の中で課題を抱える人を見逃さず、必要な支援につなげます。
- 地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の「狭間」にある人を早期に発見し、必要な支援について検討します。

3-2-6：幼稚園、保育所、小学校等との連携による課題の解決

（子ども福祉課・学校教育課）

- 幼稚園、保育所、小学校等との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援します。また、市担当との会議や幼稚園保育所小学校等の組織の会議等を開催し、学校や子どもに関する様々な課題への対応の検討を行います。

3-2-7：健康づくり推進協議会、食育推進調整会議による健康課題の解決

（健康増進課）

- 健康づくり推進協議会、食育推進調整会議において、市内の関係機関団体と連携し、住民の健康課題の解決を図ります。

3-2-8：成年後見制度の普及・啓発及び利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

（社会福祉課・介護福祉課）

◎ 岩沼市成年後見制度利用促進基本計画

本施策における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、以下の施策に取り組みます。

① 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進のために、司法関係者や各種専門職団体、医療・福祉関係者、地域関係団体等が参加する協議会を設置します。

協議会においては、地域連携ネットワークの構築に向けて、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、必要な支援につなげることができるよう、関係機関が連携体制を強化するとともに、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（以下「チーム」という。）に対しての各機関における専門性を生かした助言・支援を通して相互に協力し合う体制づくりを目指します。

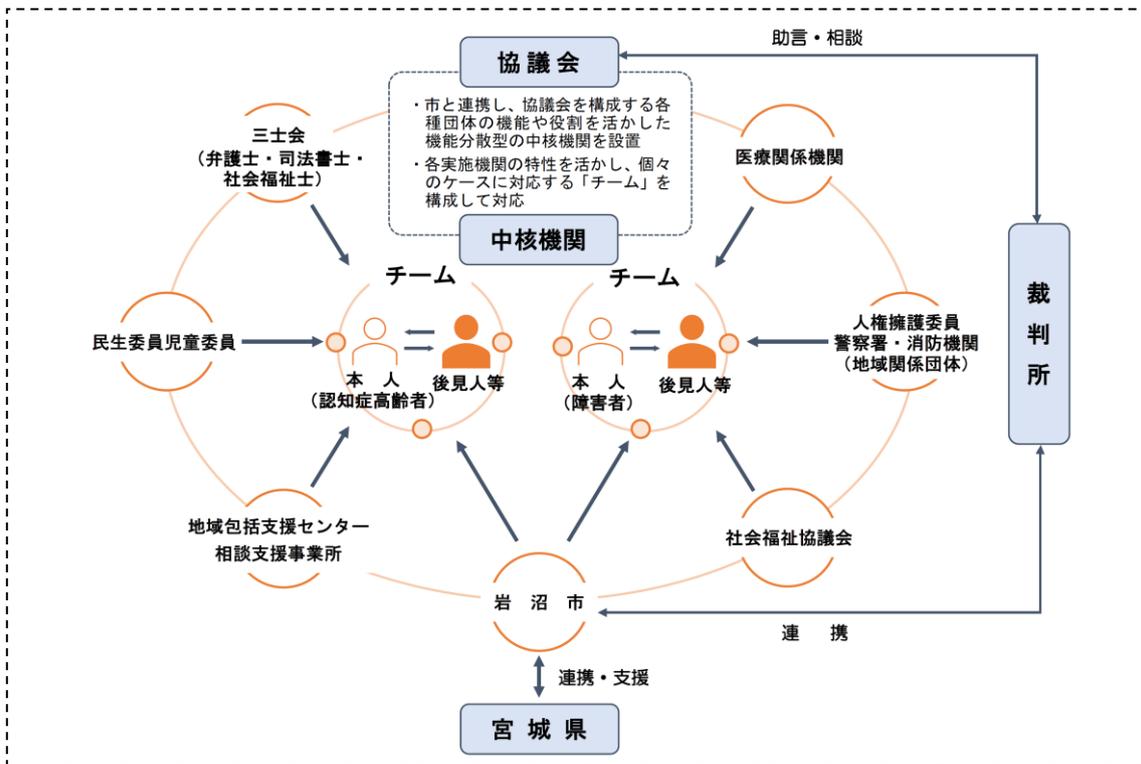
② 中核機関の設置・機能強化

成年後見制度利用促進の中核機関の機能として、成年後見制度や権利擁護事業の周知啓発、相談支援については関係機関と連携し、継続して取り組みます。また、利用促進を図るため、必要に応じて市長による後見人選任の申立や申立費用、後見人報酬の助成を引き続き行います。

中核機関の機能強化を図るため、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、今後、地域に身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等について、広域にまたがる区域で機能を共有する体制等、実施体制の検討を行います。

その他社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても、引き続き取り組んでいきます。

図表 地域連携ネットワークイメージ



図表 地域連携ネットワークの役割

広 報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相 談	弁護士会等の専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人の育成及び受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じ、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催等を行います。

3-2-9：日常生活自立支援事業

（社会福祉課・介護福祉課）

- 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うとともに、実施主体の社会福祉協議会と連携し、より一層、制度の普及啓発・利用促進に努めます。

3-2-10：人権侵害に対する取組

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・さわやか市政推進課）

- いじめや体罰、虐待、暴力、家族間の問題、近隣問題等、様々な人権侵害について、人権擁護委員による相談所の開設や、問題解決に向けた助言、関係機関等への調査調整を実施します。
- 日常生活に様々な困難を抱える女性の相談支援を行い、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（DV）被害者等への支援に取り組みます。
- 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。

3-3 福祉サービスの質の確保

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 福祉や健康に関するニーズは、一人ひとりの生活状況や健康状態により異なるため、きめ細かいニーズを総合的に受け止める仕組みを充実させる必要があります。
- 福祉サービス従事者をはじめ、支え合い活動の担い手の研修の機会等の充実、福祉サービス等の質の向上を図り、利用者一人ひとりが最も適切なサービスを選択し、利用できるような支援体制を整備する必要があります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう、質の確保に努め、サービス等の利用しやすい環境を整えます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 福祉サービス情報の収集に努め、利用する際は、困りごとや自分が必要とすることをきちんと伝えましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 制度や福祉サービスについての正しい理解を深めましょう。

[市の取組・支援]（公助）

3-3-1：各種保健福祉サービスの充実

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課）

- 地域における住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域特性や支援ニーズ等を勘察し、高齢者福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等、各種福祉サービスの充実を図ります。

3-3-2：サービスの質の向上

（社会福祉課・介護福祉課）

- 利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導やケアマネージャー等に対する指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。

3-3-3：福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課）

- 住民が自ら希望する福祉サービス等を選択して、利用できるよう、サービス提供事業者や様々な相談支援を通じて、支援を必要とする人のサービス利用促進に努めます。

3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 市では、高齢者、障害者、子ども・子育ての分野において、それぞれの方に対し、制度による各種福祉サービスを提供していますが、住民が求めている支援は多様化しているため、住民ニーズの把握に努める必要があります。
- 高齢化や核家族化が進み、近年ではひきこもりや8050問題など、複合的な課題を抱える世帯もみられるため、対象者を取り巻く生活上の様々な問題を改善し、地域における自立した生活を支援していく必要があります。
- 平成27年(2015)に生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が施行されたことに伴い、本市においても経済的な困窮や社会的な孤立により、今後の生活に不安を感じる方や、生活保護に至る前の方々を対象に、早期に支援を受け、安定した生活ができるよう、生活困窮者の社会的経済的自立に向けた支援を行っています。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 住民ニーズを把握し、生活支援等、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 生活の困窮状態から早期に脱却できるよう、相談、支援を中心とした生活支援・就業支援の充実に向けて、取組を強化していきます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 生活の不安や悩みを一人で抱えず、市や関係機関に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、手助けできることがあれば、積極的な支援に取り組みましょう。

[市の取組・支援] (公助)

3-4-1：生活支援サービスの実施

(社会福祉課・介護福祉課)

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活での生活不便解消や、必要な生活支援に取り組みます。
- 生活支援ニーズの把握に努め、地域での支え合い体制の構築に向けて検討します。

3-4-2：生活困窮者や生活保護者の自立支援

(社会福祉課・子ども福祉課)

- 関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援等により自立を促進します。
- 生活保護制度に基づく支援のほか、関係機関との連携のもと、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的経済的に自立できるよう、就労活動の支援を行います。個々の状況に応じて自立を促進します。

3-4-3：ひとり親家庭の生活支援

(子ども福祉課)

- ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行い、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。

3-4-4：社会的ひきこもり対策

(社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課)

- ひきこもり当事者の社会参加に向けた支援を推進するため、当事者やその家族を対象とした相談窓口の設置や居場所づくり等を行います。
- 県及び関係機関とネットワークを構築し、ひきこもりの実態把握を行うとともに、効果的な支援体制を検討、推進します。

3-4-5：再犯防止・社会復帰に向けた取組の推進

(社会福祉課)

- 再犯防止と立ち直りを支えるため、保護司等の更生保護関係の支援者・団体と連携を図りながら、地域での理解を促進します。
- 犯罪等から立ち直ろうとする人の自立や社会復帰に向けて重要となる就労や住まいの支援について、関係団体等との連携の充実を図ります。

基本目標4：いつでも“安心できる”地域づくり

4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 地域福祉の着実な推進に向けて、地域における住民の自発的・主体的活動・交流の場づくりが求められています。また、利用しやすい施設環境の整備や、活動への移動手段の確保も重要となります。
- 高齢者、障害者がいつまでも住み慣れた地域での生活を継続できるよう、支援が必要な状態になっても、自立した生活を送れるよう、きめ細かな設計・配慮に基づく住環境の整備を進めていく必要があります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 市内の公共施設の活用に関して、住民の視点に立った柔軟な活用を図り、住民自身による企画・運営を可能にする場づくりを進め、より効果的な活動・交流の場づくりにつなげます。
- 地域で生活する高齢者や障害者が、地域における住民との交流を深めながら、地域の社会資源（施設、施設職員など）を有効に利活用できるよう、共生のまちづくりをソフト・ハードの両面から推進します。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 身近な地域の活動の場や交流機会に参加してみましょう。

[市の取組・支援] (公助)

4-1-1：地域福祉拠点施設の運営

(社会福祉課・介護福祉課・さわやか市政推進課・生涯学習課)

- 誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域における住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点を整備します。
- 市内の施設を活用した各分野の集いやサロン等を開催し、仲間づくりや必要な支援につなげます。

4-1-2：老人憩いの家の運営

(介護福祉課)

- 高齢者が地域で集う場として、憩いの家を適切に運営し、高齢者の健康保持や生きがいづくり等を推進します。

4-1-3：暮らしやすい住環境の形成

(社会福祉課・介護福祉課・商工観光課・施設管理課)

- 高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、公営住宅をはじめ、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。
- 高齢者や障害者が安心して住み続けられる住まいを確保するための仕組みづくりの検討や、バリアフリー化を促進するなど、暮らしやすい住環境の形成に取り組みます。

4-1-4：移動手段の確保

(社会福祉課・介護福祉課・生活環境課)

- 高齢者や障害者の移動手段として、気軽に活用できるよう、各種制度の利用促進を図ります。
- 運転免許証自主返納支援事業により運転免許の自主返納の支援や、公共交通機関の利用を促進します。

4-2 防災・防犯対策の推進

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 東日本大震災以降も国内では大規模な風水害や地震災害等の自然災害が各地で発生しており、災害がより身近なものとなってきています。災害時に適切な対応ができるよう、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域における防災活動に対する支援の充実が求められます。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするためには、地域における見守り体制を、あいさつ、声かけなどの日頃のコミュニケーションを推進することで構築するほか、災害はもとより、交通事故や犯罪から守るための地域づくりも必要となります。

●● 施策の方向性 ●●

[施策の実施方針]

- 住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。
- 各種防犯対策を実施することにより、住民の防犯意識を向上させ、犯罪発生を抑止につなげます。

[住民・地域に期待する取組]（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ちましょう。
- 災害時や緊急時に備え、必要なものを準備しておきましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 災害に備え、地域全体で*要配慮者を支援する取組を進め、防災訓練等を実施しましょう。
- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 地域の防犯、交通安全活動に参加しましょう。

*要配慮者

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

[市の取組・支援] (公助)

4-2-1：災害時の支援体制づくり

(社会福祉課・総務課・防災課)

- 自主防災組織の支援に努め、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域における住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。
- 防災士や宮城県防災指導員等、地域防災のリーダーとして活動する人材を育成し、地域における災害時の支援体制の充実を図ります。

4-2-2：避難行動要支援者の避難支援体制

(社会福祉課・防災課)

- 作成した避難行動要支援者名簿に基づき、災害時の安否確認や避難誘導等を速やかに行うため、自主防災組織や民生委員児童委員などの避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者との連携や避難支援制度の普及啓発を図ります。
- 避難行動要支援者が介護・医療的ケア等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう、福祉避難所（協定を締結している社会福祉法人等）との連携を図り、災害時における受入体制の整備を進めます。

4-2-3：災害時の応急対策支援体制の整備

(総務課・防災課・施設管理課)

- 区長や町内会長を通じて、災害時における地域の被害について把握するなど、区長や町内会長を通じて災害発生時に素早く対応できる体制づくりを進めます。
- 安全に安心して利用できる住宅の確保に向けて、民間住宅の耐震化等、安全な住宅整備を図ります。

4-2-4：防犯・消費者被害対策の推進

(社会福祉課・介護福祉課・生活環境課・商工観光課)

- 犯罪の被害を未然に防ぐために、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組等、各種防犯対策を実施し、住民の防犯意識を向上させ、被害発生を抑止に努めます。
- 認知症、障害等により判断能力が不十分な住民の消費者被害を防ぐため、見守り等を通じて啓発や被害等の把握に努めるほか、相談支援の充実を図ります。

4-2-5：交通安全対策

（生活環境課）

- 子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全運動を推進します。
- 関係機関との連携を図りながら、高齢者の安全運転の啓発を推進するとともに、運転免許返納後の移動支援等について検討します。

4-2-6：安心・安全な地域づくりの推進

（学校教育課）

- 地域における住民等による児童生徒の登下校時の見守りパトロール等を支援するほか、警察等の専門機関との連携を強化し、安全な地域づくりを推進します。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「住民」、「地域」、「関係機関」、「市」、「市社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現を目指して、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、市は「地域福祉計画」に、市社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

(1) 本計画の推進体制

本市の保健福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図り、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取組について、年1回、各個別計画の取組を確認するほか、PDCAサイクルによる進捗の点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画、地域福祉活動計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対し、市内では解決が困難な自立支援、生活課題への対応については、広域圏で連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組めます。

(2) 住民の参加による推進体制の整備

住民がサービスの利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として活動できるよう人材、活動団体等の育成に向けて、研修や交流事業を実施していきます。

一方で、少子高齢化の進行等を背景に、地域を主体とする支え合いにも限界があるため、行政と地域が協働し、地域の現況を踏まえながら互いに支え合う地域の在り方を共に考えながら取り組んでいくこととします。

(3) 重層的支援体制の構築

本計画の推進と併せて、地域生活課題を抱える地域住民や世帯に対する支援体制、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を整備する「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を、庁内において進めます。

資料編

資料編

資料1 策定経過

年 月 日	概 要
令和元年 7月1日	岩沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱 施行
10月13日	社会福祉協議会主催 住民座談会参加【早股下二】
10月24日	第1回岩沼市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選任 ・岩沼市地域福祉計画策定の経緯について ・地域福祉計画策定スケジュール（案）について ・住民意識及び地域ニーズ把握調査の項目について
11月9日	社会福祉協議会主催 住民座談会参加【大手町】
11月22日～12月9日	地域福祉に関する市民アンケート調査
令和2年 1月31日～2月13日	各種団体アンケート調査
3月24日	庁内連携体制会議 （新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止）
5月13日	第1回住民懇談会 （新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止）
5月18日～6月5日	庁内ヒアリング調査
6月1日	第2回岩沼市地域福祉計画策定委員会 （新型コロナウイルス感染症対策のため、書面で中間報告、意見を求める）
8月4日	第3回岩沼市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定に向けた基礎調査・計画骨子について
8月26日	第1回庁内連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画について（趣旨、アンケート結果、施策体系、ヒアリング調査） ・ワークショップ 「つながりでつくるセーフティネット」
8月28日	第2回住民懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・地区カルテの説明 ・地区ごとに分かれてグループワーク 「自分の地域でできる支え合いについて考えてみよう！」

年 月 日	概 要
10月27日	第2回庁内連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・岩沼市地域福祉計画【案】について ・ワークショップ 『「担う」「つなぐ」を考える』
11月18日	第4回岩沼市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画素案について ・第3回岩沼市地域福祉計画策定委員会からこれまでの経緯について ・第3回岩沼市地域福祉計画策定委員会質疑等の回答について ・施策の展開について
12月25日	地域福祉計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施（広報いわぬま・市ホームページに掲載、本庁・総合福祉センターにおいて（案）の自由閲覧 令和3年1月25日まで）
令和3年 1月20日	住民説明会 岩沼市地域福祉計画案について
2月8日	第5回岩沼市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画概要版・資料編について ・パブリックコメントの実施結果の報告 ・第4回岩沼市地域福祉計画策定委員会質疑等の回答について
3月	岩沼市地域福祉計画策定委員会による市長報告

資料2 岩沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉に関する計画(以下「計画」という。)を策定するため、岩沼市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に関し、協議及び検討の上、その内容を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育機関等の職員
- (5) 関係行政機関等の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受け、又は任命を受けた日から第2条に規定する市長への報告を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

資料3 策定委員名簿

役職	区分	氏名	推薦団体等
会長	学識経験者	菅原里江	東北福祉大学
	福祉関係者	浅川孝子	心身障害児者親の会
	福祉関係者	石川栄治	身体障害者福祉協会
	地域団体関係者	猪股文男	区長会
	その他市長が必要と認める者	菊地知憲	総合南東北病院
	福祉関係者	小菅瑠美	岩沼市地域包括支援センター
	教育機関等の職員	佐々木あゆ子	市立保育園連絡協議会
副会長	福祉関係者	佐藤裕和	岩沼市社会福祉協議会
	福祉関係者	高澤宏之	障害サービス相談支援事業所
	福祉関係者	高橋義視	社会福祉法人 敬長福祉会
	関係行政機関等の職員	橋本朱里	塩釜保健所岩沼支所
	福祉関係者	森武雄	岩沼市民生委員児童委員協議会
	関係行政機関等の職員	渡邊美恵	宮城県子ども総合センター 発達障害者支援班
	福祉関係者	渡邊美恵子	主任児童委員

(任期) 自 令和元年10月24日
至 令和3年 3月31日

(事務局) 岩沼市 健康福祉部 社会福祉課

資料4 庁内連携会議

第1回庁内連携会議 『つながり』で作るセーフティネット

1 内 容 等

日 時：令和2年8月26日（水） 13：30～15：00

場 所：岩沼市役所6階 研修室A・B

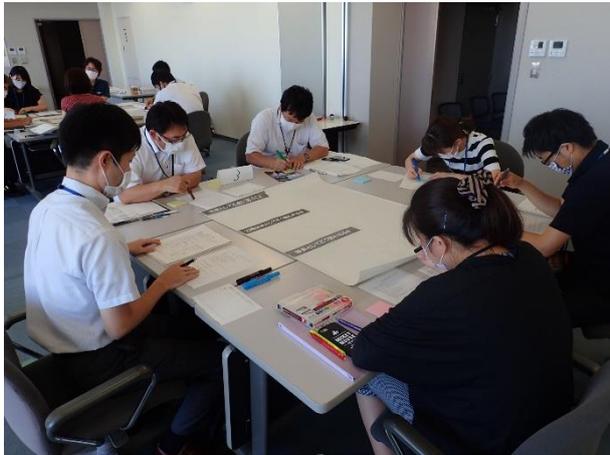
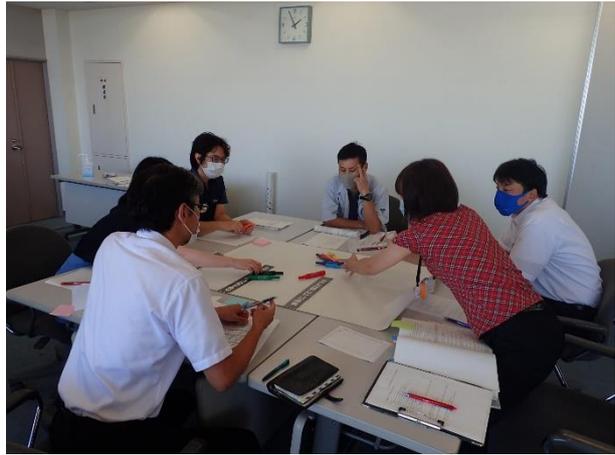
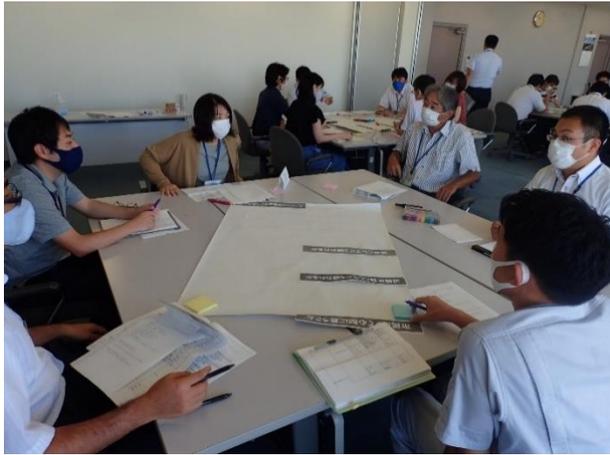
参 集 者：ワーキンググループメンバー20名

スタッフ：社会福祉課

- 目 的：① 地域福祉に関する地域の実情と課題を共有する
② 地域福祉が福祉分野に限定されず、防災、教育文化、産業雇用、生活環境等多岐の分野にわたり関連し、地域福祉とまちづくりが共通となっていることを共有し、各部署の役割を理解する
③ 市民の困りごとを各課でつながりキャッチできる体制づくりを推進する

内 容：ワークショップ

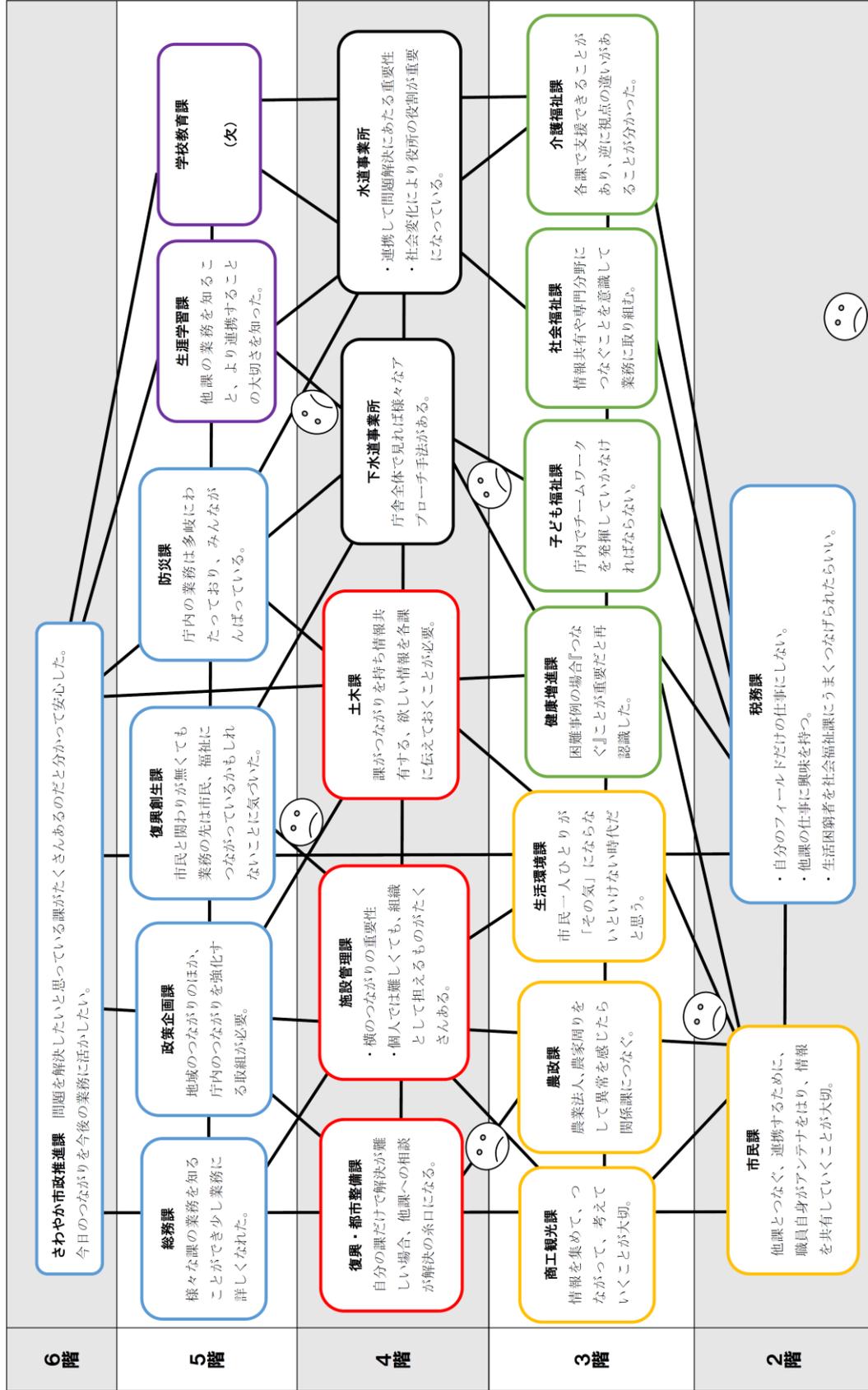
時 間	内 容
13:30～13:35	1 <u>あいさつ</u>
13:35～14:00	2 <u>地域福祉について</u> ① 地域福祉計画の趣旨について ② 市の現状・アンケート結果について ③ 施策体系（各課ヒアリング結果含む）について ④ 質疑応答・意見交換
14:00～14:50	3 <u>ワークショップ</u> ① やり方の説明 ② ワークショップ（事例を通して） ③ 発表（2G）
14:50～15:00	4 <u>総 評</u>
15:00	5 <u>閉 会</u> （課員に伝えたいこと・気づき・感想の記入→提出した職員より解散）



岩沼市 “つながり”で作るセーフティネット

～地域福祉計画庁内連携会議(令和2年8月26日実施)課員に伝えたいこと・気づき等～

2. 会議結果のまとめ



第2回庁内連携会議 『担う』『つなぐ』を考える

1 内 容 等

日 時：令和2年10月27日（火） 9：30～11：00

場 所：市役所1階 協議会室

参 集 者：ワーキンググループメンバー20名

スタッフ：社会福祉課

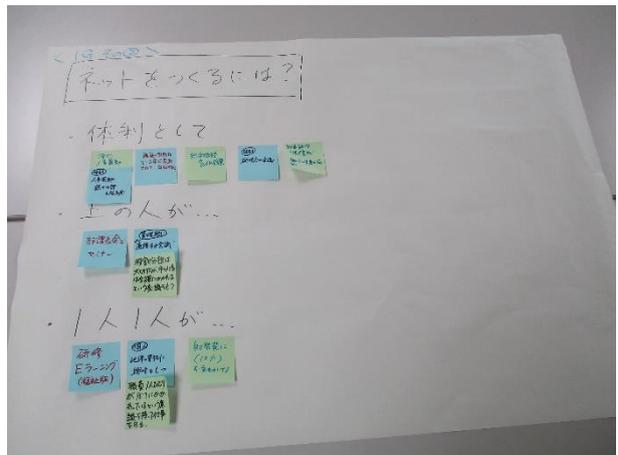
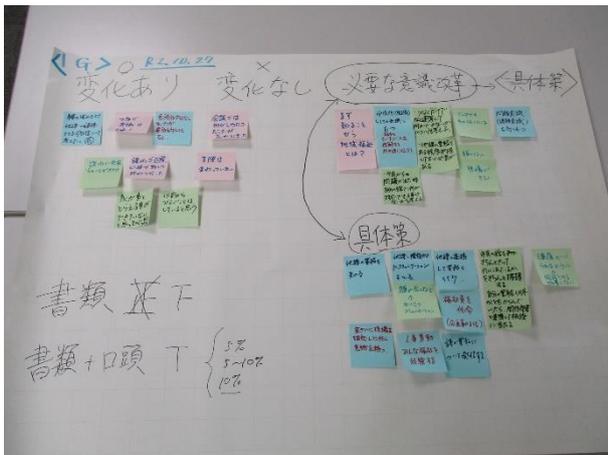
目 的：地域福祉を「我がごと」と感じる職員を増やすためにはどうしたらいいか検討する

内 容：ワークショップ

【テーマ1】第1回庁内連携会議後の意識や行動の変化
あるorなし？

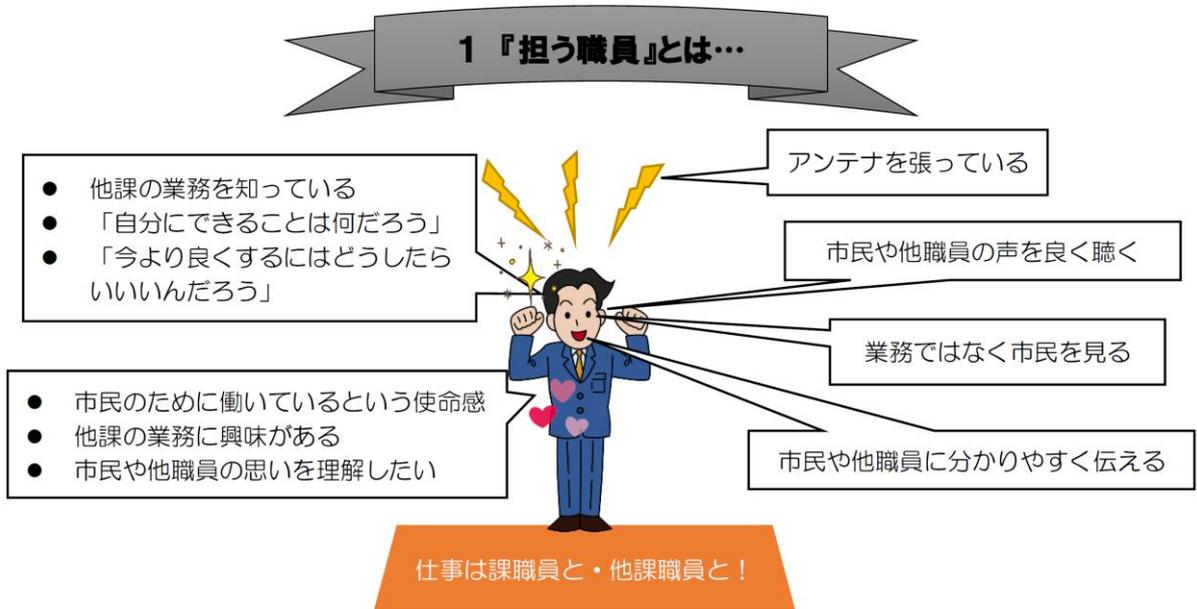
【テーマ2】庁内のセーフティーポイント（点）を増やし、セーフ
ティーネット（網）を作るために必要なこととは？

時 間	内 容
9：30～9：35	1 <u>あいさつ</u>
9：35～9：45	2 <u>地域福祉計画（案）について</u> ① 説明 ② 質疑応答・意見交換
9：50～10：50	3 <u>ワークショップ</u> ① 説明 ② ワークショップ（40分） 【テーマ1】第1回庁内連携会議後の意識や行動の変化 ある→内容、ない→理由 【テーマ2】庁内のセーフティーポイント（点）を増やし、 セーフティーネット（網）を作るために必要な こととは？ ・セーフティーポイントを増やすには？ ・セーフティーネットを作るには？ ③ 発表（3分×4G）
10：50～11：00	4 <u>総 評</u> 5 <u>閉 会</u>



2 会議結果のまとめ

第2回庁内連携会議ワークショップ 『担う』『つなぐ』を考える



2 『縦割り行政の打開策』とは…



【体制】

- 市長の力強い先導（案：“担い手本部長”になる、人事の仕組みを変える）
- 適切な人事採用と配置（例：将来を見据えて、多くの課を経験できるように）
- 部署を超えた業務や交流機会づくり（例：プロジェクトチーム、連携会議、他課業務お手伝い制度）
- 総合相談窓口の設置
- 地域福祉の企画員（福祉員）設置



【管理職】

- 部課長会で「担う」「つなぐ」ことを検討（案：ワークショップ実施）
- 管理職同士がつながっている
- ここぞという時に、前に出てくれる
- 相談しやすい環境や雰囲気づくり



【個人】

- 「〇課職員」ではなく「市役所職員」であることを意識する
- 職員、仕事を知る（例：挨拶、声かけや意見交換、周囲を見る）
- 自己研鑽（例：研修会参加、時にはお金を使って）

自分が変われば縦割り行政は打開できると思った

体制の見直しも大事だと思う

課を超えた情報共有・連携の重要性を感じた

参加していない人にも考えて欲しい

つなぐ意識はあるのに、どうしても現場ではうまくいかないのだろう

若い職員も意見をしっかり持っている

資料5 住民座談会（岩沼市社会福祉協議会主催）

計画を策定するにあたり、地域の声を直接お聞きし、地域の福祉課題を把握することを目的に、下記のとおり住民座談会を開催しました。また、実施にあたり、本会の令和元年度町内会連携地域福祉活動モデル事業の指定町内会である2町内会（早股下二町内会、大手町親和会）にご協力をいただきました。

1 実施状況等

○ 令和元年10月13日（日） 実施

場 所 三軒茶屋集会所

対 象 早股下二町内会 住民 75世帯

出席者 男性：10名 女性：5名

○ 令和元年11月9日（土） 実施

場 所 岩沼市民図書館

対 象 大手町親和会 住民 250世帯

出席者 男性：9名 女性：9名

【手 法】

- ・趣旨説明、アイスブレイクの後、グループに分かれて話し合いを行いました。
- ・一人ひとり意見が出せる※KJ法により、まず「町内の良いところ」「町内の困っているところ」について意見を出し合い、地域の課題等をグループ全員で共有しました。そして、「10年後こんな町内になっているといいな」という思いをそれぞれ出してもらい、そのために「これから取り組めそうなこと」を話し合っていました。

※ KJ法

文化人類学者の川喜田二郎氏がデータをまとめるために考案した手法です。1枚の紙に1つずつ意見やアイデアを書き込んでいき、それぞれの位置を移動させながら、全体を俯瞰して整理整頓していくアイデア発想法です。

2 住民座談会で出された地域の課題等

○ 2地区の住民座談会から出た課題は・・・

- ① 早股下二町内会は「交通や買い物が不便、集まる場（遊び場やお茶のみ場）が少ないこと」が課題といえる。

早股下二町内会は、団結力があり災害に強い地域である。しかし、少子高齢化が進んでおり、また、住民同士の関係性が希薄化してきている。

そんな中で、より住民同士の交流を図り、集まる場やつながりづくりのためにどうしたらよいかが話の中心となった。

- ② 大手町は「子どもや若者が少ない、住民のモラルや意識をどう高めるか」が課題といえる。

大手町は、飲食店が多く都会で便利な地域である。しかし、祭事後のゴミや夜間の喧噪、子どもや若者が少なく、またマンション住民との関係性が希薄、避難所が遠いなど様々な意見があった。

若い人が戻れて気軽に集まる場があり、防災・防犯にも強い地域づくりのためにどうしたらよいかが話の中心となった。

以上のことから、同じ岩沼市内でも、地域ごとに生活環境や住民性は異なり、課題もそれぞれ異なることが改めてわかった。その中でも共通する課題、大きな問題については、市全体の問題として捉え、計画に反映していけばよいのではないかと。

また、住民座談会の参加者から「またこうした話し合いの場があると良い」「機会があれば実施したい」との声が多く、地域住民同士が、住民座談会のように意見交換の場を設けられるように、集まるきっかけづくりなどを社協としても支援できればと思う。

○ 住民座談会の様子
(早股下二町内会の様子)



まずは「地域の良いところ」を考えるんだだけ？



次は「地域で困っているところ」でしたよね？



最後は「みんなで取り組めそうなこと」を考えましょうか。

(大手町親和会の様子)



自分が住む地域をどう感じているのか出し合いましょう。



みんなの意見をまとめていきましょう。



たくさんの意見が集まりました。

資料6 用語説明

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

◆インフォーマルサービス

法律や制度に則らないサービスです。例として、NPO法人やボランティアグループの実施するサービスのほか、地域の助け合い活動なども含まれます。

◆運転免許証自主返納支援事業

高齢者ドライバーによる交通事故防止の観点から、高齢者運転免許証の自主返納を支援するための事業です。

か行

◆介護支援専門員

介護保険法（平成9年法律第123号）等を根拠に、ケアマネジメントを実施することのできる資格、また有資格者のことです。介護や支援を必要とする人やその家族と相談しながら、利用者が適切な介護サービスを受けるための計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡、調整等を行う役割を担っています。

◆介護保険

介護が必要な方（要支援者・要介護者）に介護費用の一部を給付する制度です。寝たきり・認知症など的高齢者が増加する中、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行されました。

◆介護予防ケアマネジメント

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものです。

◆基幹相談支援センター

地域における障害者支援施設や団体の中核的な役割を担う機関として設置され、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障害者が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を図ります。

◆虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為です。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。

◆協議体

地域住民が主体となり、関係する多様な活動主体が参加し、地域活動が元気になったり、少しでも住みやすい地域にするための話し合いの場です。

◆共生型サービス

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の規定に基づき、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスのことです。

◆協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動することです。一般的な概念ではありませんが、本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップの在り方を表現する概念として用いています。

◆ケアマネジメント

一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことです。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

◆権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践のことです。具体的には認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。

◆高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合です。高齢化率が7%以上14%未満を高齡化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会と呼んでいます。

◆子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する拠点です。母子保健施策と子育て支援施策について専門機関が連携し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、総合的な支援を行います。

さ行

◆在宅医療

在宅で行う医療のことです。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等があります。

◆自主防災組織

地域住民による自発的な防災組織です。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担います。

◆市長申立て（市長による後見人選任の申立）

身寄りがないなどの理由で、申立をする方がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

◆市民後見人

一般市民による成年後見人です。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に親族がない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人のことです。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織です。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等があります。

◆社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律です。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システムなどが盛り込まれています。

◆障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳といった障害を有する人に対して発行される手帳の総称です。（※各手帳の詳細は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各用語説明を参照）

◆小規模保育施設

0～2歳児までの子どもを、定員が6人以上19人以下の少人数で運営される保育園のことです。規模の特性を生かし、地域における多様な保育ニーズにきめ細かな保育を実施しています。

◆食生活改善推進員

食生活に関する身近なアドバイスを行うボランティア団体です。全国に会員がおり、「私達の健康は私達の手で」を合い言葉に、料理を通じて料理の大切さを伝えるほか、様々な活動を通して、健康づくりを支援しています。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき、身体障害があると判定された人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて審査が行われ、交付決定されます。

◆スクールカウンセラー

学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門職のことです。

◆スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

◆生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

◆生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度です。

◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことです。

◆生活の質（QOL）

本計画では、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、高齢者や障害者をはじめ、全市民の社会生活の質的向上が必要であるという意味で用いられています。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障害の程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて審査が行われ、交付決定されます。

◆制度の狭間

地域の中で悩みや課題を抱えているものの、国や県、市町村等が実施する制度の枠組みでは対応が難しい状態のことです。

◆成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度のことです。

◆成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

◆相談支援事業所

障害者の相談を専門に受け付けている機関です。具体的には障害者本人や家族等からの相談に対応したり、必要な情報を提供したり、福祉サービスの利用をサポートしたり、権利擁護のための必要な援助をしたりします。

た行

◆ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のことです。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれます。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられています。

◆地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）のことです。自治会・町内会等もこれに含まれます。

◆地域福祉活動計画

地域福祉計画との整合を図りながら、地域住民、福祉等の関係団体等が参画して策定する民間レベルでの活動計画です。

◆地域福祉推進員

地域福祉活動を推進するため、福祉的な援助が必要な方の早期発見や解決に向けて、社会福祉協議会や関係機関・団体と連携した活動を行い、地域福祉の向上に努める人のことです。

◆地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市区町村が設置しています。地域包括支援センターでは、地域住民の身近な窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が連携して、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護」「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」などが行われています。

◆地域連携ネットワーク

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築のため、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組みです。

◆チーム（成年後見）

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で、日常的に本人を見守る体制をつくり、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みのことであります。

な行

◆日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

◆認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態です。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などがあります。

◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人のことです。

◆認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定を受けた施設のことであります。

◆ネットワーク

一般的には、網目状の構造とその機能を意味しますが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いることが多く、地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）などを指すものとして使われています。

は行

◆バリアフリー

高齢者、障害者、児童、妊産婦などをはじめ、全ての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、全ての障壁を取り除くという意味で用いられます。

◆ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態と定義されています。

◆避難支援体制

災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときに、高齢者や障害者など、何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりのことであります。

◆フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことです。

◆放課後児童クラブ

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

◆法定後見人

判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、家庭裁判所によって選任された後見人のことです。

◆保護司

法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

◆ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のことです。

ま行

◆民生委員児童委員

地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭など、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対し、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人のことで、民生委員は民生委員法（昭和23年法律第198号）で、児童委員は児童委員法（昭和22年法律第164号）で定められており、厚生労働大臣から委嘱を受けた人が民生委員となり、児童委員を兼務します。

や行

◆要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のことです。

◆要配慮者

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことです。要配慮者のうち、災害時の避難等で特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

ら行

◆療育手帳

知的障害者に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により判定が行われ、その結果に基づき交付決定されます。

英数字

◆DV

ドメスティック・バイオレンスの略称です。広い意味では家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者など）への虐待や暴力、一般的には夫婦や恋人など、親密な間柄にあるパートナー間における身体的・精神的・性的な暴力のことです。

◆NPO法人（特定非営利活動法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人のことです。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要となります。

◆PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結びつけます。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のことです。

◆SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。フェイスブック、ツイッター、LINE等、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスであり、人と人とのつながりを促進・サポートするなど、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）の構築を可能にするサービスです。

◆8050問題

ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題をいいます。

岩沼市地域福祉計画

発行：令和3年3月

編集：岩沼市健康福祉部社会福祉課

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-22-1111（代表）

FAX：0223-24-0406



岩沼市マスコットキャラクター

岩沼係長